

1. 会 議 名 予算特別委員会
2. 日 時 平成26年3月14日(金) 10時00分開会
15時58分閉会
3. 場 所 議場
4. 出席委員 岩崎健二委員長、竹原恵美副委員長、出口徹裕委員、
仮屋園一徳委員、石澤正彰委員、松元薫久委員、牛之濱由美委員、
濱崎國治委員、野畑直委員、大田重男委員、牟田学委員、
木下孝行委員、鳥飼光明委員、山田勝委員、中面幸人委員
5. 事務局職員 議事係長 牟田 昇、議事係 寺地 英兼
6. 説明員
- ・健康増進課
 - 課長 佐潟 進 君
 - 課長補佐 内園久仁代 君
 - 課長補佐 大田 泉 君
 - 主幹 竹原美佐子 君
 - 係長 牛濱 睦郎 君
 - 係長 池田 英人 君
 - ・税務課
 - 課長 川畑 宏之 君
 - ・生きがい対策課
 - 課長 堂之下浩子 君
 - 係長 勢屋 伸一 君
 - ・市民環境課
 - 課長 馬見塚啓一 君
 - 課長補佐 牛濱 良彦 君
 - 係長 平田寿美子 君
 - ・農政課
 - 課長 内園 由幸 君
 - 課長補佐 山平 俊治 君
 - 課長補佐 西園 善信 君
 - 係長 牧内 達志 君
 - ・農業委員会事務局
 - 局長(兼) 内園 由幸 君
 - 係長 久保田真一郎 君
 - ・水産林務課
 - 課長 早瀬 則浩 君
 - 課長補佐 馬見塚徹雄 君
 - 係長 大石 直樹 君
7. 会議に付した事件
- ・議案第23号 平成26年度阿久根市一般会計予算
 - ・議案第24号 平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第27号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計予算
 - ・議案第28号 平成26年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
8. 議事の経過概要
別紙のとおり

審査の経過概要

（健康増進課入室）

予算特別委員長（岩崎健二委員）

一昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

○議案第23号平成26年度阿久根市一般会計当初予算

予算特別委員長（岩崎健二委員）

それでは日程表にしたがい、議案第23号を議題とし、健康増進課所管の事項から審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

佐潟健康増進課長

それでは、議案第23号平成26年度阿久根市一般会計当初予算のうち健康増進課所管分の主なものについて御説明いたします。

平成26年度の健康増進課に係る一般会計の予算は、歳入額で2億120万9千円であり、今年度比576万6千円の増額。歳出額は14億6,143万3千円であり、今年度比3,904万9千円の増額となっております。その主な理由は、介護給付費の増額に伴う一般会計から介護保険特別会計へ繰り出す負担分であります。

なお、一般会計から特別会計への繰出金総額は、9億1,340万3千円であり、今年度比3,692万7千円の増額であります。

それでは、一般会計当初予算書の55ページをごらんください。歳出予算から、その主な内容について御説明申し上げます。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰出金は国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定分として3億4,576万1千円は、対前年度381万円の増額であり、増額の主な理由としましては、保険基盤安定分の負担分が534万9千円であります。その内訳は、保険基盤安定分が9,500万円、職員給与費等分が6,383万2千円、出産育児一時金分が756万円、財政安定化支援事業分が1億7,936万9千円で、法定外分としては1億2,163万円であり、対前年度785万3千円の減額になります。また、直営診療施設勘定として、66万円は診療所基金の取り崩しで不足する財源として新たに繰り出すものであります。

次は59ページをお願いします。3目老人福祉費28節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、対前年度2,166万6千円の増額で、増額の主な理由としましては、介護給付費の伸びに対する負担分が2,455万4千円であります。事業勘定分として、4億2,240万5千円、介護サービス事業勘定として570万6千円繰り出すものであります。

次は60ページと61ページです。8目後期高齢者医療費は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金等であり、広域連合が算出した平成26年度の阿久根市の療養給付見込みは約46億6,620万円であります。広域連合には、一般会計と特別会計があり、その一般会計の負担金として、広域連合の組織運営に要する共通経費として169万6千円、特別会計のその他負担金として、広域連合の人件費などを含めた保険給付に要する共通経費分が896万8千円あります。この負担金は県内各市町村が均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%で負担するものです。また、次のページの一番上の説明欄、後期高齢者広域連合療養給付費3億8,885万円は、阿久根市の後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費に要する経費の市の負担分として、12分の1分を計上したものであります。総額として、対前年度731万5千円の減額であります。28節繰出金1億3,887

万1千円は、保険基盤安定分と事務費分の合計額であります。

次に、67ページ第4款衛生費であります。市民の方々が「健康でいきいきと暮らせるまち」を目指して、健康づくりのために、平成18年に阿久根市健康増進計画「あくね元気プラン」を策定し、「自分の健康は自分でつくる」という基本的な考え方のもとに事業を遂行しています。対象となる市民の方々は、基本的には全市民であります。健診対象や予防接種対象によって区分し事業を行っています。保健予防係では、配属されている保健師7人、歯科衛生士嘱託員2人、管理栄養士嘱託員1人、正看護師の訪問指導嘱託員1人と事務職2人と事務補助の臨時職員1人の合計14人で実施しております。なお、予算要求上は保健師資格の嘱託員1人を募集中であります。保健師につきましては、このほかに、教育委員会に2人、地域包括支援センターに1人の合計10人が採用されています。保健師業務につきましては、社会保障制度関係の国の制度が横断的に整備されてきており、生きがい対策課の母子対策、精神障がい、生活保護、児童福祉、高齢者対策、児童や高齢者の虐待等、生きがい対策課と普段から連携をとっており、また、介護予防施策や国民健康保険と後期高齢者医療の特定健診と保健指導等の業務にも携わっている状況であります。また、近年では災害時の避難所での対応策や原子力災害対策に於ける初動対策及び新型インフルエンザ等の対策等の計画策定等の対応も求められてきている状況です。

それでは、第4款衛生費において新規に計上した分について、先に御説明申し上げます。67ページをお開きください。第1節報酬の保健師嘱託員1人分の217万8千円です。これは、新型インフルエンザ等市町村行動計画の策定や定期予防接種に複数の予防接種業務が追加されるなど事務量の増加にあわせ、今後の業務が円滑に遂行できるよう計上したものであります。

次に、69ページになりますが、第13節委託料の計画書作成業務であります。これは平成23年12月に改定した「あくね元気プラン」が、10年間の計画期間の最終年度が平成27年度であるため、新たな計画期間を設定し新たな計画を策定することから、市民の健康意識等の意向調査を行うアンケート調査業務と集計・分析業務を専門業者へ委託しようとして計上したものであります。同じく、19節負担金補助及び交付金の地域づくり活動支援事業であります。健康づくり活動を通じて地域活性化に取り組む団体へ補助対象経費の2分の1の補助金20万円を限度とし、事業を新たに計上しました。

次は、71ページになりますが、6目保健センター管理費15節工事請負費の349万8千円は、説明欄の駐車場等補修工事ほかは、電源立地地域対策交付金を財源に、傷んできた保健センター前の駐車場487平方メートルを新たに舗装し区画線を設置する工事分と高架水槽に亀裂が生じており長期間の使用に耐えられない恐れがあるため、水槽本体を取りかえる工事分の合計額を計上しました。

以上が平成26年度当初予算に計上した新たな事業等であります。なお、定期予防接種に新たに追加予定の水痘ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンについては、予防接種法改正が10月とされていることから実施は秋からの予定であり、補正計上する予定であります。水痘ワクチンについては全額公費負担になりますが、成人用肺炎球菌ワクチンについては、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、一部自己負担が必要であることを想定しております。成人用肺炎球菌ワクチンに関しては、補助金額や接種対象者について、現時点で確定していないので、ワクチン代や委託料等の必要経費について、今後検討し補正対応していく予定であります。

それでは、67ページにお戻りください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費1億3,997万6千円は、健康増進課の職員13人分の人件費と母子保健事業に係る経費が主なもので、8節報償費は1歳6カ月児ほか、説明欄にあるとおりの健診時等の医師等の謝金であります。13節委託料は、説明欄にあるとおり、在宅当番医制事業や妊婦健診の事業等の業務に係る委託料であります。これら母子に係る健康診査等は、母子保健法の規定により、妊婦や乳幼児の健康診査を行い、その健康管理に努め、疾病または異常の早期発見に努めると

ともに子育て支援により健全な育成を図ることと定めています。なお、在宅当番医制事業は、医療機関が休診となる休日に輪番により診察を行う当番病院や診療所が行うことへの委託料であり、出水郡医師会と委託契約し事業を行っていきます。

68ページです。19節負担金補助及び交付金1,358万2千円のうち、夜間一次救急診療所運営費負担金481万4千円は、出水総合医療センター野田診療所内に開設された同診療所の運営費に対する負担金であり、全体の必要見込額2,083万6千円に実績割23.1%分を計上したものであります。平成24年度の実績は、1,443件で阿久根市が393件であり、割合としては27.3%ということで、徐々に利用件数が減少してきております。今後も、かかりつけ医を持つこと等を周知し、夜間救急は本当に必要な時だけ利用されるよう広報啓発に取り組むつもりであります。

ドクターヘリ運行事業救急車搬送負担金7万7千円は、この事業の始まったのが平成23年度からであり、救急要請があった場合に専門の医師と看護師が搭乗し救命処置を行いながら、いち早く鹿児島市立病院救命救急センター等に浜町ヘリポートから搬送するものであります。その支払実績は、平成23年度が3件、平成24年度が5件、平成25年度は1件の状況です。1件当たり3,200円×月2回×12月で76,800円を予算計上したものであります。

次に、特定不妊治療費助成事業の補助金150万円は、子供を希望しながらも恵まれないために不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成する制度であり、平成22年2月1日から施行されました。補助内容は、1組の夫婦に対し一年度当たり15万円を限度に通算5年間助成することと規定しています。なお、鹿児島県は1回につき15万円で、一年度目は年3回まで、二年度目以降は年2回分を限度に通算5年間助成しています。

次に、病院群輪番制病院事業の補助金693万4千円は、休日・夜間における入院、治療を要する重症救急患者のための救急医療施設の運営費への補助金であり、見込額2,687万5,500円に人口割25.8%を乗じた額を計上したものであります。休日が72日、夜間が365日の合計437日分であります。第20節扶助費225万円は、平成25年度から権限移譲された未熟児養育医療費に係る医療の給付分であります。

次に、2目健康増進費5,067万1千円は、心身の機能低下の防止、健康の保持増進等を図るための正看護師資格の訪問指導嘱託員1名と長期臨時職員1名の人件費377万6千円と、次のページの各種がん検診業務などの13節委託料が主なものであります。この健康増進費は、大きく分けて3事業があり、一つ目は、保健推進員活動等の活動を支援する健康づくり事業、二つ目は、健康教室や各種健診を行う健康診査事業、三つ目は、がん検診業務のがん対策事業であります。がん対策事業におきましては、肺がん検診、大腸がん検診、腹部エコー、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診を実施予定であり、その対象者としましては、子宮頸がんが20歳以上で、それ以外は40歳以上を対象としています。

3目予防費4,615万7千円は、予防接種に係るワクチンの購入に係る費用の11節需用費と高齢者インフルエンザ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ポリオ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌等の個別予防接種に係る手技料3千円の13節委託料が主なものであります。この予防費も、大きく分けて3事業があり、一つ目は、個別予防接種業務の委託やワクチン購入費の予防接種事業、二つ目は、高齢者の結核レントゲン検診業務等を行う感染症対策事業、三つ目は、犬の狂犬病予防接種に係る狂犬病予防事業であります。予防接種につきましては、平成24年9月から一部行っていた集団接種を全面的に個別予防接種に切りかえて実施しているところです。予防接種は、市町村が行うこととされている定期接種と被接種者と医師との相談によって判断し行われる任意接種があります。定期接種には、予防接種を受けるよう努力義務が課されているA類疾病と課されていないB類疾病があります。なお、季節性インフルエンザの予防接種は高齢者は定期接種扱いですが、それ以外は任意接種

となります。また、子宮頸がん予防ワクチンの接種については平成25年度から定期接種となり、その予防接種を行っていましたが、6月14日付けで厚生労働省よりワクチンとの因果関係を否定できない副反応報告があることから積極的勧奨を差し控える勧告があり、対象者の保護者へお知らせいたしておりますが、国においてははまだ調査・検討中である現状です。

次に、狂犬病予防につきましては、4月から順次予防接種を行っていきませんが、12月に各区の区長さん方の御協力をいただき実態調査を行いました。その結果、11月末時点で1,438頭の犬の登録中、未確認となっていた380頭のうち100頭の死亡が判明しました。また、登録されずに飼育されている犬が35頭把握することができました。なお、登録総数は2月末時点で1,334頭です。狂犬病は犬に限らずほとんどすべての哺乳動物が罹患し、その咬傷によって人に感染すれば治療法はなく、100%死に至る疾患であります。予防接種の時期や対象者については個別に周知を図り、接種率の向上に努めることとしております。

70ページと71ページになります。6目保健センター管理費777万3千円は、保健センターに係る光熱水費や浄化槽清掃業務等の委託料と、先に御説明しました駐車場等補修工事が主なものであります。

次に歳入について御説明いたします。20ページをごらんください

第11款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金1節保健衛生費負担金27万9千円は、未熟児養育医療事業に係る保護者負担金3万1千円の9名分であります。

22ページです。第12款使用料及び手数料2項3目衛生手数料1節保健衛生手数料96万円は、狂犬病予防接種に係る手数料であります。犬の登録手数料1頭当たり3千円で100頭分、注射済票交付手数料が1頭当たり550円で1,200頭分を見込んでおります。なお、平成12年度から改定されてこなかった狂犬病予防注射代金については、1頭につき3千円だったものが3,400円になります。市の手数料550円は変わらず、獣医師会が2,850円であり、ワクチン代と手技料として徴収することとなります。

23ページをお願いいたします。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金1,100万円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が、保険者支援分として国から交付されるものを見込み計上したものです。

3目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金98万5千円は、未熟児養育医療費に係る国の負担分であり、総養育医療費から保護者負担金を控除した額の2分の1の額であります。

23ページの一番下の3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち、疾病予防対策事業費95万8千円は、がん検診推進事業に係る国の補助金であり、2分の1の額であります。

25ページをお願いいたします。第14款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金の1億200万8千円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への軽減分の保険基盤安定分として、県の負担分であり4分の3の額を計上したものです。同じく、5節国民健康保険医療助成費負担金7,125万円は、国民健康被保険者に対する低所得者への軽減分として、県の負担分であり、4分の3の額を計上したものであります。3目衛生費県負担金1節保健衛生費負担金49万2千円は、未熟児養育医療費に係る県の負担分であり、4分の1の額を計上したものです。

26ページをお願いいたします。2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち、健康増進支援事業費137万1千円は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る国と県の補助金であり、基準額の3分の2の額を計上したものであります。

28ページをお願いいたします。第14款県支出金3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち、市町村権限移譲交付金17万8千円は、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許証等の交付事務に係る交付金であります。

31ページをお願いいたします。第19款諸収入5項4目2節団体支出金のうち、後期高

年齢者健診業務広域連合補助金231万3千円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用の広域連合からの補助金で、集団健診550人分を計上したものであります。

次のページ、32ページをお願いいたします。2段目の長寿・健康増進事業広域連合補助金34万9千円は、元気高齢者健康づくり訪問指導事業として、1年間医療機関を無受診で、かつ健診未受診者を対象に保健師等が訪問し、健康チェックや健康づくりなどの情報提供等の保健指導を実施したことに対する補助金で、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から100%分の補助を計上したものであります。20節雑入のうち、がん検診費用徴収金562万5千円は、74歳までの肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、腹部超音波検診、前立腺がん検診のそれぞれの検診に係る本人負担分を計上したものであり、2項目下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金14万円も、肝炎ウイルス検診と骨粗しょう症検診本人負担分を計上したものであります。

34ページになります。20款市債1項3目衛生債1節保健衛生債のうち、夜間一次救急診療所運営事業債300万円は、夜間一次救急診療所運営費負担金に係る財源として過疎債を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくをお願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

出口徹裕委員

69ページ、4款1項2目19節の地域づくり活動支援事業のことについてなんですが、これはよその、ほかの課でも出てくる事業なんですけれども、これ2分の1の補助という、上限が20万円の2分の1の補助ということなんですけれども、新規で例えば取り組む分と今までやってた分に補助ができるという。今まで取り組んでたものについても補助を、例えば申請をすればもらえるという形なのかお尋ねします。

佐潟健康増進課長

今回、新たに計上しましたこの事業につきましては、急々に計上したわけなんですけれども、例えばの話なんですけれども、広域医療センター、市民病院がこの前健康づくりフェアを開催いたしました。そういう民間団体等でされる健康関係についての運営補助という形で考えているところであります。

出口徹裕委員

ちょっとわかりにくかったんですけど、新規でもいいですし、今までやってた分でも構いませんというところと、補助率も一緒ということでもよろしいですか。

佐潟健康増進課長

そうとらえていただいて結構です。

出口徹裕委員

この事業はちょっと難しいんですね。もともと企画課のほうで立ち上げて、それで専門的な知識がないとできないということで、どうも各課のほうにそれぞれに分けたような事業らしいんですけど。この事業の紹介方法として、健康増進課としてはどういったような方向で、例えば、こういうものがありますよというふうにされていくつもりなのか、教えてもらえればと思います。

佐潟健康増進課長

関係団体等々にこの補助要綱等を配付しまして周知して、事業申請していただく形をとっていきたいというふうに思ってます。

出口徹裕委員

今回、わざと聞いたんですけど、この事業はどうもですね、上限が20万になってるんで

すけど、各課それぞれでもらえることができる事業のようなんですよね。そうしたときに、健康増進課において、例えば5万円もらって、ほかのところでも5万円の補助をどうも受けることができる。その中で総額として20万というようなことらしいんですけど、その辺りの認識は課長はお持ちでしたか。

佐潟健康増進課長

ちょっとそういうふうには私は認識はしてないんですけど。要綱を配付されて説明とかありましたけれども、あくまでもこの要綱の中では健康とか、そういう部分に関しても項目がありますので、それが、例えばほかの課にまたがるとかということは考えていませんので、あくまでも健康づくりに則した事業、イベント、そういった部分についての補助を考えています。以上です。

出口徹裕委員

この事業ですね、もうちょっと、突然きた事業だと思うので、中でもこの仕組みについて、もうちょっと検討というか、協議をですね、しっかりしていただきたいなど。ちょっと企画調整課長に個別に聞いたときにはですね、中身的なものとして割り振ってあると。予算もそれぞれ款項違いますから、なんですけど、全体としてのとらえ方がどうもあるようですので、そこらについてはですね、例えば、健康増進課についてはこれですから出せませんと言われるかもしれませんが、ほかの課にわたることができるんですよ。例えば、ごみ問題であれば健康増進課のうちではそういう取り扱いはしませんからと断るものではなく、ほかの課に、うちではこの事業ですけどもほかのところで、こっちのほうで出せますからというようなことらしいので、そこで事業で受け付けませんということをしてもらってはいけない事業のかなと私の中では思っているの、ぜひですね、この事業については企画調整課とですね、ほかの課もあわせて全体的にしっかりとみんなでやりとりをしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

課長、確か、小規模多機能の予算の審議のときに、特養よりもああいう施設のほうが経費も安くていいのじゃないかという話しをしとったと思うんですが、例えば、市内の数箇所はまだ必要な気もする。それは具体的にはどこでどういう計画をするんですかね、予算は。計画。例えば、検討する、計画をするというのはどの予算でするんですか。

佐潟健康増進課長

直接的には第5期高齢者保健福祉計画を策定の中で動いてますけど、平成26年度第6期の計画について、各委員の方々等含めて、生きがい対策課と合わせて策定していきます。費目としましては施設整備ということになると一般会計の中で施設整備の関係は出すことになります。以上です。

山田勝委員

委員の方と検討していくということになったときに、例えば委員の方は全然人件費も何もいらなわけですか、報酬費も。

佐潟健康増進課長

委員の方々の報酬につきましては、第5期の冊子を見ていただければわかりますけれども、介護保険運営協議会の委員の方々が地域密着型サービス事業の委員、それから地域包括支援センター運営協議会の委員、それと介護保険計画策定委員、この4つの委員を兼務していただいておりますので、介護保険の会計の中で委員の報酬は払うことになります。以上です。

山田勝委員

そしたら介護保険の予算の中でちゃんとしているけれども、一般会計では事業を執行する際に、事業計画をつくる際に一般会計には載せるので、検討する、あるいは計画をつくるという段階では一般会計に関係なく介護保険のところとするということでしょうか。

[佐潟健康増進課長「はい、そうです」と呼ぶ]

なら、介護保険のところで話しをします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

教えてください、課長。68ページ、19節下から2番目、病院群輪番制病院事業、毎年これ継続されてる事業だと思うんですが、私の認識不足なんですが、これは当番医さんの理解でいいんでしょうか。

佐潟健康増進課長

これにつきましては、病院群輪番制病院事業ということになります。この事業につきましては、説明でもいたしました。重症救急患者のための救急医療施設の運営費への補助金ということで、基本的に夜間365日、それに土・日、休日を入れた72日、計437日分でありまして、休日の分についてはその前の、67ページ、13節委託料の在宅当番医制事業、これが通常の休日の診察を受けられる病院等であります。以上です。

石澤正彰委員

少し勘違いあったみたいなんですが、病院群、群というのはどういう理解をさせてもらったらいんですかね。

佐潟健康増進課長

申しわけございません。この名称につきましてはこれまで継続的に使われてきていまして、私としてもこの病院群の群という意味合いについてちょっと確認してませんので、またのちほど確認してからお知らせしたいと思います。

[石澤正彰委員「お願いします。以上です。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第24号 平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

予算特別委員長（岩崎健二委員）

次に、議案第24号を議題とし審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第24号平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。まず初めに、国民健康保険の概要について御説明申し上げます。

国民健康保険に加入している被保険者数は減少傾向であり、平成25年4月6日、839人が平成26年2月6日、617人と、人数で222人、率で3.2%の減少であります。その要因は、75歳到達で後期高齢者医療制度へ移行する方々が毎年350人前後になることが大きな要因であると考えております。被保険者の保険証の発行状況であります。遠隔地で学校等に進学している学生用の保険証「マル学」の方が35名、遠隔地の施設に入所している方の保険証「マル遠」が1名、また国民健康保険税に未納があるため、その保険証を短期で交付している世帯が282世帯、資格者証で交付している世帯が63世帯であります。また、制度改正により、70歳から74歳までの患者負担が1割の特例措置が廃止されることに伴い、新たに70歳になられる方々から2割になることとなっております。また、保険者機能の都道府県化についても、平成29年度をめどに検討に入っている状況でもあります。

それでは、特別会計予算書の17ページをごらんください。事業勘定の歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費5,820万2千円は、職員7名の人件費やレセプト点

検嘱託員2名分の報酬などが主なものであり、12節役務費677万5千円の通信運搬費339万3千円には、国民健康保険証を切りかえる際、これまでは各区を通じて配布していましたが、今回はすべて簡易書留郵便にて行う費用196万円を新たに計上し増額となりました。また、19節負担金補助及び交付金の電算システム改修負担金86万4千円は、高額療養費の制度改正に係るシステム改修分であります。2項1目賦課徴収費433万6千円は、市税等収納嘱託員1名の報酬や事務経費であり、18ページの2目納税奨励費230万円は、各区及び納税組合の保険税とりまとめ謝金等を計上したものです。

次に、第2款保険給付費であります。1項1目一般被保険者療養給付費20億3,700万円は、被保険者の疾病や負傷に対しての診療や薬剤または治療材料の支給及び処置、手術、その他の治療、入院及びその他の看護費用や歯科、調剤等の原則7割分に相当する給付費であり、過去3カ年の平均と平成25年度の決算見込みを勘案し計上したものです。2目退職被保険者等療養給付費1億1,500万円は、サラリーマンとして生活してきた方々は、高齢となって退職すれば国民健康保険に加入することになりますが、医療の必要性が高まるたびに給付水準が低下し、医療費の負担について不合理が生じていたため、昭和59年10月から制度実施されてきました。後期高齢者医療制度が創設されたため平成20年4月に廃止になりましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として経過措置を設け、一般被保険者療養給付の給付内容と同様に、給付見込みを過去3カ年の平均を勘案し平成25年度と同額で計上したものです。

19ページです。3目一般被保険者療養費2,100万円は、柔道整復費や補装具、はり・きゅう施術料等の原則7割分を負担したり、被保険者へ直接払ったりする費用で過去3カ年の平均を勘案し、平成25年度と同額で計上したものです。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3億2,300万円は、過去3カ年の平均を勘案し計上したものです。

次に、20ページです。4項出産育児諸費1目出産育児一時金1,134万円は、1件当たり42万円の給付額で27件を見込み計上いたしました。5項葬祭諸費1目葬祭費195万円は、1件当たり3万円の給付額で65件を見込み計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金3億7,406万8千円は、後期高齢者の医療費分として支払基金へ拠出するもので、国の算定基準にしたがい見込額として計上したものです。

21ページになります。第6款介護納付金1項1目介護納付金1億6,123万1千円は、介護保険の第2号被保険者分として支払基金へ納付するもので、国が算出した平成26年度の阿久根市の第2号被保険者数を2,708人と見込み、国が示した被保険者一人当たり負担見込額6万3,300円を乗じた額から、平成24年度精算見込額を減額した額を見込み計上したものです。

第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金1億552万円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、都道府県単位で共同事業として国保連合会が行うもので、見込み計上したものです。

22ページをお願いいたします。2目保険財政共同安定化事業拠出金4億1,908万2千円は、レセプト1件当たり30万円を超え80万円以下の医療費について都道府県単位で共同事業として国保連合会が行うもので、国保連合会からの見込額案を計上したものです。

第8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1,658万4千円は、腹囲、高血圧症、高血糖などメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防のために行う特定健康診査業務と、保健指導が必要とされた方々への保健指導業務を健診機関等へ委託する委託料が主なものであります。阿久根市の国民健康保険の特定健診受診率は平成24年度実績が29.3%と県下43市町村中42番目であり、受診率向上が喫緊の課題であります。

2項1目保健対策費1,458万4千円は、各種検診の受診勧奨や後期高齢者の方々への受診勧奨を行うための訪問指導嘱託員1名の人件費や1枚当たり600円のはり・きゅう助成と、1件当たり2万7,300円から4万6,400円まで助成する人間ドック助成金が

主なものです。

なお、新たな事業としまして13節委託料455万3千円は、医療費に係る内容について病態別や地域別、その他いろいろな分析や集計等を専門の業者へ委託する費用を計上したものであり、また、19節負担金補助及び交付金の温泉利用助成事業60万円は、特定健診の受診率向上のために、特定健診受診者に対して1回300円の市内温泉利用券を1人10枚まで助成する事業を計上しました。

23ページになります。第11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、一般被保険者及び退職被保険者等の過納金還付の見込額を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税3億6,778万円、2目退職被保険者等国民健康保険税2,341万8千円は、それぞれの区分ごとに見込額を計上いたしました。

13ページになります。第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金7億229万9千円は、療養給付費等に係る国負担分で国の算定方式により見込み計上いたしました。2項国庫補助金1目財政調整交付金4億8,061万9千円は、国が示した算定方式により見込み計上いたしました。

14ページをお願いいたします。第5款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金2,638万円は、県の負担分として4分の1の額です。次に、2項1目財政調整交付金1億7,394万9千円は、県が示した算定方式により見込み計上いたしました。第6款療養給付費等交付金1項1目療養給付費等交付金1億4,018万3千円は、支払基金から退職者等医療費分として交付されるものであり、国が示した算定方式により見込み計上いたしました。第7款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金8億8,621万9千円は、支払基金からの交付金であり、国が示した算定方式により交付見込額を計上いたしました。第8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金1億583万8千円及び2目保険財政共同安定化事業交付金4億1,020万5千円は、国保連合会からの交付金であり、その見込額を計上いたしました。

15ページになります。第10款繰入金1項1目一般会計繰入金3億4,576万1千円は、保険基盤安定分が9,500万円、職員給与費等分が、6,383万2千円、出産育児一時金分が756万円、財政安定化支援事業分が1億7,936万9千円で、法定外分は1億2,163万円であり、対前年度785万3千円の減額になります。

次に、施設勘定について御説明申し上げます。

特別会計予算書の28ページをごらんください。大川診療所は、平成24年4月から週5日の診療を2つの医療機関の協力を得て実施しているところです。利用者についても、昨年同期で1.0人ふえ平均7.4人の状況となっています。

まず歳出から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費1,110万5千円は、2名の看護師嘱託員と1名の医療事務嘱託員の人件費が主なものであり、11節需用費から27節公課費までは診療所に係る管理経費であります。11節需用費120万7千円は、診療所の管理用品購入費や電気、ガス、水道料等の光熱水費が主なものであります。12節役務費163万9千円は、電話、郵便料などの通信運搬費、建物共済、自動車損害共済等の各種保険料を初め、その他役務費としては診療事務用レセコンソフト保守料や電子カルテシステム保守料、レントゲン撮影装置保守料を計上させていただきました。13節委託料19万6千円は、説明欄にもありますように、使用済み注射針などの医療廃棄物処理業務委託料、浄化槽維持管理業務委託料、消防設備点検業務委託料、事業所ごみ収集業務委託料であります。14節使用料及び賃借料112万8千円は、使用料として主にコピー機リース料を、賃借料としては在宅療養用酸素供給装置借上料であります。18節備品購入費12万円は、看護師等の白衣購入費用であります。

29ページになります。第2款医業費1項1目医療用機械器具費50万円は、年度途中に

おける医療用機械器具の修繕料や事業用機器類の備品購入費用を計上いたしました。3目医薬品衛生材料費1,020万円は、25年度の診療用薬品等の購入実績をもとに予算計上いたしました。4目検査等業務費12節役務費の血液検査手数料30万円は、25年度の検査実績により、さらに13節委託料1,134万円は、週5日の半日診療に係る診療業務委託料を計上しました。第5款公債費1項1目元金146万2千円及び2目利子61万8千円は、大川診療所並びに医師住宅の借入金返済金であります。なお、医師宿舎建設事業についての返済は平成25年度で完済し、診療所改築事業について平成35年度まで返済することとなります。

次に歳入について御説明申し上げます。予算書の26ページをお開きください。歳入第1款診療収入第2項外来収入1,518万5千円は、24年度と25年度の診療収入実績を考慮し、見込み計上させていただきました。第6款繰入金1項1目国民健康保険診療所基金繰入金1,974万8千円は、診療所基金を取り崩して繰り入れるものです。全額繰り入れますと基金残高はなくなってしまいます。よって、27ページになりますが、第3項1目一般会計繰入金として66万円不足する財源として繰り入れるものであります。なお、国の調整交付金において、国保診療所における赤字補てんの制度があり、これまでは基金があったため該当しませんでした。財源が不足することが見込まれるため交付申請を行っていくこととしています。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

ここで休憩いたします。

（休憩 10:58 ～ 11:10）

予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

税務課長がいるから聞きたいんですけどね、国民健康保険税条例を見ればですね、平等割り、戸別割り、それぞれあるんですよ。この国民健康保険税のルールと退職者被保険者の国民健康保険税のルールとはちょっと違うの。

川畑税務課長

税率のことでしょうか。

[山田勝委員「税金の方法が違うので。徴収する方法が。」と呼ぶ]

いえ、徴収は一緒です。普通徴収は納付書を。

[山田勝委員「何が違うの」と呼ぶ]

[発言する者あり]

山田勝委員

何が違うんですか。

川畑税務課長

退職者医療は会社をやめられて、65歳未満が入られる医療です。給付率とかも変わらないんですけど、企業から負担金があるものです。

山田勝委員

私は、というのは、同じ健康保険税でも企業から、何て言うんですか、支給される金はどこに支給されるんですか。

佐潟健康増進課長

14ページの第7款前期高齢者交付金、金額でいきますと8億8,621万9千円国保財政として歳入されています。

山田勝委員

それはわかりました。それはわかりましたよ、私もそれはわかると思うんだけど。例えば、国民健康保険税の条例の中でですね、掛け率が違うとか、何が違うとかってなって、やはり、平等割り、人間一人当たり幾ら、あるいは所得割、固定資産割という率は同じですか。

川畑税務課長

率は同じであります。

山田勝委員

例えばですね、今、前期高齢者交付見込みの8億8,621万円というのはね、それは厚生年金、あるいは社会保険のその団体からくるんですか。それともどこからくるんですか、国からくるんですか。

佐潟健康増進課長

社会保険診療支払基金から入ってきます。

山田勝委員

これはもう僕はわからないから聞くんですよ。わからないから聞くんですから、もう無知な議員が聞いたと思って受けとめてください。国民健康保険税を納めている人がですね、自分たちは今まで感じなかった話なんですけどね、例えば、前期ですから65歳以下の方にくるわけですよ、これはね。65歳以下の退職者の人に支給される、あるいは、人なんですけど、なら、65歳以上は全部後期高齢者にいくんですか。私はな、同じであってもいいのにな、何でこう違うのかなと思って聞くんですよ。国民健康保険の対象者と退職者の国民健康保険税の人とね、同じであってもいいのに何で変わってるのかな。しかも別々にこういう項目をつくって、制度は同じ税金なのにね、何で別々にこういうふうにあげないかんのかなと思って質問するんですよ。同じであつたら同じ国民健康保険税の中でしてもいいのに、退職者の分についてはですね、別に何でされるのかなと思って、単純な無知な議員の尋ねるところですよ。そういう決まりですといえばそひこんこっじゃっと。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

一時休憩します。

(休憩 11:15 ~ 11:20)

予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

野畑直委員

17ページの1款1項1目一般管理費の中の役務費の簡易書留で196万円の26年度から増額という話でしたけれども、この分についてなぜこういう予算になったのか理由を教えてください。

佐潟健康増進課長

役務費の簡易書留の件についてであります。これにつきましては昨年度、国民健康保険証の切りかえの際に公印漏れにより多大な御迷惑をおかけしました。その後、25年度分についても書留化の検討もいたしましたけれども、25年度分についてはまだとりあえず区長さんの配付でということになったわけですが、26年度につきましては簡易書留で、予算的には5千人分送るようにしたところです。また、別会計になりますが、後期高齢者医療のほうにつきましても同様に簡易書留で送るということにしています。それをすることによって区長さん方の業務についても軽減化されますし、確実に配付される手段となります。手渡し

されなかった場合についてはすべてこちらに返ってきますので、その方々についてはいろんな調査をしながらですね、確実にお渡ししていくことができるのかという、そういうメリットを勘案して計上したところです。

野畑直委員

これは区長さん方からのお願いという、それもあったということではないんですか。

佐潟健康増進課長

それについては特にはありませんでした。ただ、区長さん方からは普段から配付物が多いという指摘もありましたし、以前は国民健康保険証の切りかえ等々については、必ず古いのと交換して、チェックを入れながらというお願いもしてましたので、区長さん方についてはかなりの労力を費やしたのかというふうに思っています。

野畑直委員

今の考え方からいけば、区長さん方の負担を軽くするためということで、市のほうから積極的にこのような簡易書留でという方法をとられたという予算であるということですね。了解です。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

22ページ、8款2項1目19節の温泉利用助成についてなんですけれども、もうちょっと詳しく。使える場所が何箇所ぐらいあるのか、そういったものまで詳しく教えていただけたらと思います。どういうふうにして配る、1枚ずつ配るのかですね、そこらについてもお願いします。

佐潟健康増進課長

今回、温泉利用助成ということで、新たに計上いたしましたけれども、特定健診の受診率が非常に悪い中、少しでも受診率のアップにつながっていきたいという思いで、今回300円の10枚の200人分で60万円なんですけれども、健診等の受診者数が2,100人前後なんですけれども、その約1割になるかと想定していますが、まだ予算が通っていませんので、具体的に動いてはいませんけれども、一応利用できる温泉については市内の温泉の4カ所か3カ所になるかと思っています。あくまでも配るということではなくて、ある意味申請してもらいながら交付する、助成するという形をとっていきたいというふうに思っています。

出口徹裕委員

この申請については、特定健診について、申請があれば1回で10枚渡すということになるんですか。

佐潟健康増進課長

そういうことになります。

出口徹裕委員

私は特定健診は全部がどういったような、1人がどれくらい受けられるものなのか把握してないんですけれども、10枚配ったとして、例えば商店でもよくありますよね、一人で2つ受けるようなものがあれば。意欲的にどういうアピールをすれば。もともとこれだけ、10枚というと200人分ですかね。それは今まで受けてた人で終わってしまわないのかどうかというところが気になるんですが、それで意欲がかきたつのかどうかというところが気になるんですが、そこらについてはどうお考えなんですか。

佐潟健康増進課長

200人というのが特定健診の受診者2千人ぐらいいらっしゃるわけで、その1割ということはかなり見込みとしては少ないのかもしれませんが、私たちのほうとしましても、この温泉入浴の助成というのが特定健診に限らず、鹿児島県内の各温泉がある市町村では助成をしているところがありまして、温泉を使った健康づくり事業とか、そういう事業があり

ます。そういったところの調査を受けまして、じゃあその温泉を使った健康づくりにもつなげる、かつ特定健診の受診率アップにもつなげようということで今回計上しました。この200人分の超えて多くなればあらためて補正予算要求をしていきたいというふうに思っています。

出口徹裕委員

一つの利用券ということで、商品券に近い形の温泉バージョンだというふうに思うんですけども、これはそうなるとその券を受けとった利用したところが市のほうにありましたという形で持ってくるんだと思うんですけども、使用期限がでてくるというふうになるんですか。

佐潟健康増進課長

今現在、はり・きゅうの助成もしてはいますが、それと同じような形で、年度年度で考えていきたいというふうに思いますし、温泉代が今だいたい300何十円か以上だと思います。ですから一部自己負担は生じますので、そういった部分と、あと温泉業者の方々とはまだ予算が通っていませんので、具体的に事業内容について意見交換とか、事業の実施方法とかまだ進めていません。ですので、予算が通ってから事業者のほうとも話しをしていきたいと思っておりますし、特定健診、総合健診の実施時期が7月、9月という年度途中になりますので、実際に交付されるのは秋口になっていくのかなというふうに思っているところです。以上です。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

課長、今、温泉利用の助成金にも関連してるんですけどね、特定疾患というのは具体的にどげん病気やっとな。それはどうしたらわかって、どうしたらどういうね。特定健康審査事業費というのは、事業費そのものは1,658万で大した事業じゃないんですけどね。

佐潟健康増進課長

国民健康保険上のことで、特定健康審査業務とか、特定保健指導業務とか、委託料のところの話になろうかと思っておりますけれども、特定保健指導業務につきましては、総合健診等で健診を受けます。その部分について、健診業務を受ける事業者の方等と委託をして健診をお願いすることになります。その健診業務の委託料。あと、特定保健指導業務というのは、そこで要指導等の必要になった方々をフォローしていく保健指導、そちらの業務を勘案してまいります。ちなみに、特定健康審査業務については5,294人の40%、それから特定保健指導業務については約300人を見込んでいます。

山田勝委員

具体的に特定疾患というのは、例えばこういう病気ですよというのはいないんですか。

佐潟健康増進課長

山田委員にお答えいたしますが、特定疾患というのは、あくまでも国が認めた疾患でありまして、種類としては筋萎縮性側索硬化症とか、あとパーキンソン病とか、早老症とか。この疾患の数については毎年ふえてきてます。特に平成26年度からは国のほうでもその病状の種類もかなりふやす方向でいますので、その方々は医療費等についても助成があります。それから特定疾患のちゃんとした保険証というか、そういうのを保健所が交付しますので、それを医療機関へ提示することでその専門の治療が受けられるということになります。

山田勝委員

具体的にはたくさんあるけどね、阿久根市でそういう、例えば特定疾患の患者というのは何人ぐらいいるんですか。

佐潟健康増進課長

そちらについては把握しておりません。出水保健所のほうと、あと転入・転出等々ありましてその発行したところが所管しますので、阿久根市の国保、後期高齢の中では人数を把

握していません。

山田勝委員

ということは、阿久根市の国保からお金を出すとか、あるいは阿久根市が何かするとかということではなくて、全部出水保健所でやっているのだからわからないということなんですね。その、例えば、患者が出水保健所に申請するんですか。病院でちゃんと処理してくれるわけですか。

内園健康増進課長補佐

申請はある程度書類をそろえて出水保健所のほうに申請することになっていると聞いております。

山田勝委員

それはわかりましたよ。例えば、そんなら自分の家族にね、そういう病状があったら、そういう方法がありますよ、そういうのはこういうふうにされたらどうですかというのは病院で指導してくれるんですか。どこがちゃんとしてくれるんですか。

内園健康増進課長補佐

かかってらっしゃる先生のほうからその家族なり、本人なりに申請の方法は伝えられてるというふうに聞いております。

山田勝委員

そういうことで、阿久根市には事務的なことも、金を（聴取不能）することもないので数を把握してない、こういうことですね。はい、了解。

中面幸人委員

ちょっとわからないので教えてください。最近心臓疾患でペースメーカーを入れられるというのは結構自分たちの近くでも多いんですけど、これは私聞いた話しでは、入れたら障害者の1級とかになるようなこともお聞きしてますけど、その辺りのなんか補助みたいなものがあるわけなんですかね。例えば、そういうふうになるまでのですね。そういうのはわからない。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ちょっと休憩します。

(休憩 11:34 ~ 11:36)

予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
ほかにありませんか。

山田勝委員

この中にですね、ことし医療費が減ってる。減ってるというのが、例えば18ページの保険給付費の中の1千万円減額されてますよね。だから医療費が減るなんてめずらしいなと思ってるんですが、これはどういうことですか。

佐瀬健康増進課長

保険給付費、一般被保険者療養給付費の1千万円の減額のことかと思いますが、保険給付費につきましては24年度の決算額が20億2,231万8,203円ということで、20億2千万円でありました。説明でもしましたとおり、ここ3カ年の平均と、あと決算見込みを勘案して計上したところでありまして、あと、冒頭御説明しましたように被保険者の数がやはり300人近くから減少していますので、その分こちらのほうの給付費も若干減額したところですよ。以上です。

[山田勝委員「いいです。はい、了解」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第24号について、審査を一時中止いたします。

**○議案第27号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計予算
予算特別委員長（岩崎健二委員）**

次に、議案第27号を議題とし審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

それでは議案第27号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

まず初めに、介護保険の概要について御説明申し上げます。介護保険は平成12年度から制度発足し、12年を経過しました。その間3年ごとに保険給付費の見込みを推計し、その必要な介護保険料を算定しています。現在の介護保険料は平成24年度から26年度までで基準月額4,300円、年額で51,600円であります。平成26年度は、平成27年度から29年度までの新たな第6期介護保険計画を策定いたしますが、その際には介護保険料を増額する必要があるものと思います。平成26年1月末現在の被保険者は、第1号被保険者65歳以上の方であり8,097人で、うち75歳以上が4,850人と、約6割になります。また、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の方で25人となっており、その総数は微減している程度ですが、今後団塊の世代が65歳になるとその総数はふえると推計しています。

介護認定者については、平成25年度当初1,600人が12月末では1,621人とふえてきています。要支援1の方が96人、支援2の方が208人、要介護1の方が341人、要介護2の方が279人、要介護3の方が256人、要介護4の方が185人、要介護5の方が256人です。また、サービス利用者数も1,375人であったのが1,443人と、地域密着型サービスと施設サービス利用者の増加が見受けられます。

それでは、特別会計予算書の89ページをごらんください。事業勘定の歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費4,315万円は、介護保険運営協議会委員12人の報酬と職員6人分の給料等や介護保険専門指導嘱託員4人分の人件費等が主なものであります。2項1目賦課徴収費57万3千円は、介護保険料の賦課徴収にかかわる事務経費です。

90ページをお開きください。3項1目認定調査等費1,244万円は、主治医意見書手数料や介護認定申請に伴う訪問調査業務の委託料が主なもので、2目認定審査事務負担金2,091万1千円は、認定審査会に係る北薩広域行政事務組合への事務費負担金です。

次に、第2款保険給付費は、平成24年度から平成26年度に係る第5期高齢者保健福祉計画で算出した給付見込額をもとに、認定者の推移や給付件数の伸びなどを勘案し、対前年比1億9,643万2千円増額し計上したものであります。まず、第1項介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた被保険者に対する居宅または施設での介護サービス給付費用であります。1目居宅介護サービス給付費7億3千万円は、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排泄、食事などの介護や家事などの日常生活援助を行う訪問介護を始めとして、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護等の11種類のサービスがあり、その年間給付見込額を計上いたしました。なお、デイサービスセンター等を通して機能訓練する通所介護の平成25年度決算見込みを2億2千万円ほどと推計しています。

91ページをお願いします。3目地域密着型介護サービス給付費4億7,830万円は、地域の特徴や実情に対応した認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護及び小規模特別養護老人ホーム等の年間給付見込額を計上しました。平成25年度に開所した小規模

多機能型居宅介護事業所1カ所と小規模特別養護老人ホーム1カ所、平成26年9月に開所予定の小規模特別養護老人ホーム分まで勘案したため増額となっています。5目施設介護サービス給付費10億3,808万3千円は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の入所者に係る年間給付見込額を計上したもので、市外での住所地特例での利用者増加を見込んでいます。8目居宅介護住宅改修費1千万円は、在宅の要介護者が手すりや段差解消のために行う住宅改修の年間給付見込額を計上いたしました。9目居宅介護サービス計画給付費9,800万円は、ケアプラン作成に係る経費であり、介護認定者の増加とサービス利用者の増加が見込まれることから年間給付見込額を増額して計上いたしました。

第2項介護予防サービス等諸費は、要支援1・2と認定された被保険者に対する介護予防サービス給付費用です。1目介護予防サービス給付費9,100万円は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリなどの年間給付見込額を計上いたしました。

92ページです。3目地域密着型介護予防サービス給付費220万円は、介護予防認知症対応型共同生活介護などの年間給付見込額を計上いたしました。7目介護予防サービス計画給付費1,120万円は、要支援者のケアプラン作成に係る経費の年間給付見込額を計上いたしました。

93ページになります。4項1目高額介護サービス費5,900万円は、利用者の負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付する経費であり、年間給付見込額を計上したものです。5項1目高額医療合算介護サービス費630万円と2目高額医療合算介護予防サービス費7万円は、世帯における1年間の介護保険と医療保険等の負担額を合算し再計算を行い、その合計の負担額が基準額を超えた場合に給付する経費であり、年間給付見込額を計上いたしました。7項1目特定入所者介護サービス費1億4,900万円は、居住費、食費の負担が過重とならないよう低所得者の負担の軽減を図るため給付する経費であり、年間給付見込額を計上いたしました。

次は94ページをごらんください。第5款地域支援事業費1項1目介護予防特定高齢者施策事業費768万円は、要介護認定を受けていない65歳以上の方で虚弱な状態にある方々を対象とした運動器の機能向上教室や栄養改善教室等で支援を行う委託料と訪問指導員1名の報酬が主なものであります。2目介護予防一般高齢者施策事業費207万6千円は、介護予防に関する普及啓発に係る見込額と高齢者の健康づくりや社会参加を促し、健康維持や介護予防への取組みを図り、その活動にポイントを付与する元気度アップ・ポイント事業に係る上限5千円までの商品券等を計上いたしました。

95ページになります。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費646万7千円は、地域包括支援センターの専門指導嘱託職員3名分の報酬が主なものであります。5目任意事業費3,619万7千円は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業及び「食」の自立支援事業の委託料や高齢者紙おむつ等支給事業と、成年後見人助成に係る補助金と年額7万2千円の高齢者介護手当に係る扶助費等が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

85ページをお開きください。第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料3億4,983万2千円は、65歳以上の被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込み計上したものであります。第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金4億7,380万1千円は、歳出の第2款保険給付費に対して、国の算定方式により居宅給付費は20%分、施設等給付費は15%分の交付見込額を計上したものです。2項国庫補助金1目調整交付金3億13万5千円につきましても、国の算定方式による交付見込額を計上したものです。

86ページになります。第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金7億7,848万5千円は、保険給付費に対する29%分の交付見込額であります。第5款県支出金1項1目介護給付費負担金3億9,863万7千円は、保険給付費に対して居宅給付費は12.5%分、施設等給付費は17.5%分の算定方式による交付見込額であります。3項1目及

び2目の地域支援事業交付金は、地域支援事業に係る県の交付金であります。3目高齢者元
気度アップ・ポイント事業補助金25万円は県の単独補助金であります。

87ページです。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金3億3,555万4千円は、保
険給付費に対して12.5%の市の負担分であります。2目及び3目の地域支援事業繰入金
は、それぞれに係る市の負担分を繰り入るものであります。4目その他一般会計繰入金7,
705万9千円は、職員給与費と事務費に係る費用分を繰り入るものです。2項1目介護保
険基金繰入金6,413万5千円は、介護保険基金を取り崩して繰り入れるものであります。
今回の繰り入れで介護保険基金はなくなってしまうので、今後歳入不足が生じた際には、
鹿児島県財政安定化基金からの借り入れが必要となります。

以上で事業勘定を終わり、次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。

特別会計予算書の100ページをお開きください。介護サービス事業勘定は、地域包括支
援センターの運営に係る経費であります。第1款総務費1項1目一般管理費1,553万3
千円は、地域包括支援センター専門指導嘱託員7人分の報酬が主なものであります。第2款
介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費112万3千円は、要支援者に係る予
防ケアプラン作成業務の委託料が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

前のページ、99ページになります。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス
計画費収入1,098万9千円は、要支援者の予防ケアプラン作成に係る収入見込額を計上
したものです。第3款繰入金1項1目一般会計繰入金570万6千円は、事務費繰入金とし
て一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか各係長で行わせていただきます。
よろしく願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

89ページのね、嘱託員等報酬、介護保険専門指導員嘱託員4名ですね。それから包括支
援センターの職員の方ですね。こういう方々の報酬というのはそれなりのですね、例えば、
介護ケアマネージャーであって、あるいは何らかのそれなりのね、ライセンスを持ってる方
でないといけないと思うしですね、私も知ってる人はどっかの看護婦の婦長さんだったりす
る人もたまたま目にかけますけどね、今は十分人は間に合ってるわけ、ちゃんと欠員はないん
ですか。

佐潟健康増進課長

山田委員にお答えいたします。嘱託員等の欠員の状況ということでありますけれども、8
9ページの介護保険専門指導嘱託員4人の部分、こちらにつきましてはお一人辞退されて一
人欠の状態。それから地域包括支援センター専門指導嘱託員7名の部分につきましては、今
現在、4人ということで3名の欠員が生じている状況であります。

山田勝委員

なら、欠員を生じているということで、ちゃんと業務は当たり前、みんなに迷惑はかけない
ようにしてるの。

佐潟健康増進課長

今現在におきましても、地域包括支援センターにおきましては、社会福祉士と保健師もし
くは正看護師分で2人ほど欠員が生じています。その分で、本来いろいろな地域包括ケアシ
ステムであるとか、在宅医療の部分の事業関係、認知症の事業関係、もっともつとしないとい
けない部分もありますし、あと社会福祉士なんかにおいては相談業務等を主とする業務を
担当する嘱託員として考えていますが、そういった部分においてできない状況で、その分が

保健師であるとか、生きがい対策課、各ほかの相談窓口にしわ寄せがいったるような状況であります。

山田勝委員

これはね、非常に大事な問題ですよ。前の、確かね、決算委員会のときもね、この問題は出てきましたよ。どひここでね、あんたたちと話しをしたところでね、片はつかない話しですよ。これは総括で市長と話しをせないかんと思うんですけどね。やっぱりそれなりのギャラを出さないと来てくれないんですよ。それなりの金を出さないと。だから、私たちは仕事をするのに公務員は私たちより何倍と給料もらって、何でで思ってるんですよ、みんな。だから、それよりもいい金を出す民間のね、ところがあつたらそこに行く。最低の状況をね、あなた方は把握していないしね、それを市長に進言したか、まず市長に進言したの、してないの。

佐潟健康増進課長

囑託員等の報酬、それから配置等については総務課を通じ、市長とも予算ヒアリング、その際進言というか、言っております。

山田勝委員

それだったらね、あんたたちの責任じゃないんだけどね、トップが、総務課が、経営者ですよ、それでいいと。それでいいというわけにはいかない状況でしょう、これは。4人のうち3人いない。一方は1人も欠だという状況の中ですよ、これは異常事態ですよ。だからやっぱり皆さんもね、腹をくくってちゃんと語らないかんですよ、市長にね。そうしないとね、皆さん、ほかの市はわからんですよ、私はこんなのは異常事態だと思う。自分たちだけとって何でやらないのよ。話しもならん話や。もういいです。この問題についてはね、総括で市長に話しをしないとね、欠は解決はつかない。阿久根のね、こういう、例えば、介護福祉事業についてはね、非常に遅滞してる。かゆいところに手が届いていない。国はどんな制度をつくってやっても阿久根市はする気がないんだよな、市長を含めて。それはもうわかった。それはそれでいいよ。ここで話しをしたところでどうも片もつかない。

それともう一つ、課長は説明の中ですよ、平成26年度は何か、施設を開設するというような話しをしましたね。それをもうちょっとよく説明をしてください。

佐潟健康増進課長

26年度、施設ということについては説明いたしておりません。26年度は第6期の介護保険計画を策定していかなければならないというふうに説明しました。

山田勝委員

なら、26年度に第6回の介護保険計画を策定しなければならないと、こういうことですか。そういうことであつたらすね、今、私は、例えば、特養もできた、あるいはコミュニティー小規模多機能も協本にできましたよね。皆さん大変喜んでおられる。しかしながら、阿久根市全体を見たときですよ、もっともっと必要なような気がするんですが、あと幾らぐらい必要だと思ってますか。

佐潟健康増進課長

施設の拡充とか、サービスの拡充、そういった部分につきましては、秋口から高齢者の実態調査というのを行っております。その中でも不足するサービスはどんなのがありますかとか、不足しているサービスはどんなのがありますか、希望する施設はどんなのがあつたらいいですかというのをニーズ調査をしています。そういうニーズ調査の集計を受けて26年度、いろいろな委員の方々の意見も含めて検討していくこととしておりますので、また施設の事業者の方々にもそういう建築の意向があるのか、ないのか、意向調査もすることとしております。以上です。

山田勝委員

それはね、ぜひそうして欲しい。何でかつつたら、先ほど課長の説明をじっと聞いておればね、団塊の世代が直接影響を受け入れるような段取りになつたらすね、この限りではな

い旨の話をされましたよね。ふえる、介護せないかん人がふえる、何とかせないかん人がふえる。そういう中で、やっぱり遅滞することなくそういう施設設備の拡充については、なるべく民間にまわさなきゃならないと思っているからこういう話をするんですよ。そういうことで、26年度にですね、そういうのが、そういう計画をつくるんだったら、やはりそれぞれ正確な数字の中でですね、施設設備の拡充を図って欲しい。希望で終わります。

佐潟健康増進課長

ほかにありませんか。

[発言する者あり]

牛之濱由美委員

95ページですね、5款2項5目任意事業費ということで、19節の負担金補助なんですけれども、これは昨年の予算書とちょっと比べて見てるんですけれども、新規ととらえてよろしいんでしょうか。この19節の。

佐潟健康増進課長

19節の総額970万2千円、高齢者紙おむつ等支給事業と成年後見人助成事業の部分については、生きがい対策課所管ですので、生きがい対策課長のほうで答弁させていただきます。

堂之下生きがい対策課長

それでは19節について御説明いたします。昨年度当初予算におきまして紙おむつの支給事業につきましては需用費のほうで予算を計上しておりましたが、支給方法を利用券方式に変えたということで、途中で補正予算で組み替えをいたしております。そういうことで今回19節に上がってきております。そしてまた成年後見人助成制度につきまして、これについては今回新規で上げさせていただいております。市長申し立てによる、ほかに身寄りがいなくて、市長が申し立てをして成年後見人を設定する方についての助成金ということになってまいりますので、その分を予算計上させていただきました。

[牛之濱由美委員「了解しました。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第27号について、審査を一時中止します。

午前中の審査を中止し休憩します。

午後はおおむね午後1時再開いたします。

(休憩 12:02 ~ 13:00)

予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、作ほどの議案第23号においてありました石澤委員の質疑に対する課長からの発言の申出がありますので、これを許可します。

佐潟健康増進課長

それではお許しをいただきまして、先ほど石澤委員のほうから質問がありました病院群輪番制事業にかかる群の意味はということに対してお答えいたしたいと思っております。病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の病院群が協同連帯し、輪番方式により休日、夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業といたします。出水地区内においては、こういう病院につきましては、出水総合医療センター、それから現在の出水郡医師会立広域医療センター（旧市民病院）、それと出水総合医療センター高尾野診療所、この3医療機関が担っているということで、この3医療機関を含めて病院群という意味合いになるようです。以上です。

○議案第28号 平成26年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

予算特別委員長（岩崎健二委員）

次に、議案第28号を議題とし、審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

それでは、議案第28号平成26年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

まず、初めに後期高齢者医療制度の概要について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から老人保健制度が廃止され高齢者のために発足しました。保険者は県内の全市町村で構成する鹿児島県後期高齢者医療広域連合であり、窓口業務や保険料の徴収等を市町村で行っています。対象となる方は、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方であり、阿久根市の被保険者数は平成25年4月当初は5,025人が3月では4,969人と56人減少しています。

次に、保険料についてであります。保険料は2年に1度見直しが行われ、平成26年度と27年度については、均等割額を現行48,500円を51,500円に、所得割率を現行9.05%を9.32%に引き上げられました。また、広域連合が算出した平成26年度の阿久根市の療養給付見込みは約46億6,620万円です。

それでは、特別会計予算書の119ページをごらんください。

歳出から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費241万9千円は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、12節役務費224万8千円のうち通信運搬費214万5千円は、国民健康保険と同様に保険証の切りかえの際に、簡易書留郵便代を計上したため増額となりました。2項1目徴収費52万3千円は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費であります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億1,464万2千円は、後期高齢者の保険料として徴収し納付する分と、低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金などです。この分担金は県が4分の3、市が4分の1の負担割合で納付するものであります。

次に歳入について御説明いたします。

117ページをごらんください。第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料1億7,861万円は、2年ごとに見直しされる新保険料で算定し見込額を計上いたしました。第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金1億3,601万2千円は、保険料軽減分として県が4分の3、市が4分の1の負担であります。なお、県の負担分は一たん一般会計の歳入に計上することから、市の負担分と合計した見込額を計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか各係長で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

後期高齢者医療特別会計は鹿児島県で運営してるのでね、現実に事業費そのものはわからないんですが、阿久根市の医療費分というのは幾らですかね。阿久根市の市民の医療費分。

佐潟健康増進課長

阿久根市分の療養給付見込みは説明で言いましたが、約46億6,620万円が見込みということになります。

山田勝委員

あのね、課長、これは参考まで聞きますけどね、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、そして後期高齢特別会計、これがね、阿久根市の大体医療費だと、介護もね、医療の一つだとしてですよ、医療費だと思わないかんですかね。これプラス社会保険料とかいう

いろいろありますよね。厚生年金とか社会保険にかたってらっしゃる方もありますが、それらを総合して阿久根市の医療費というのはどれぐらいあると思いますか。

佐潟健康増進課長

その医療費総額を私も知りたいということで、国保連合会のほうにも照会いたしました。今、そういう協会健保ですね、社会保険とか。そういうところと私たちみたいに市町村共済、民間団体との医療費との総額がわかるシステムがないということで、今現在把握している分は後期高齢者分、介護保険分、国民健康保険分、3医療分だけで106億、これが24年度決算での数字になります。

山田勝委員

これはね、例えばですよ、人口割で考えたときに、後期高齢者でしょう、それと介護保険、国民健康保険ですね。介護保険はみんな一緒でしょうからね。その比率を考えたときに何人ぐらいは社会保険なんですよという、あるいは厚生年金ですよという、失礼しました。国保以外の方の人数というのは大体わかるでしょう。市民がわかって、市民全体がわかってね、国民健康保険に加入していらっしゃる方がわかって、あるいは後期高齢者に、それぞれ抜いてくれば残りの人は社会保険じゃないですか。そしたら人数の割合がわかればですね、少なくとも正確ではなくても、あるいはこれぐらいだよというぐらいのことは僕はわかると思いますけどね。それぐらいわかっていいと思いますよ。そうしたら150億ぐらいかなって思うでしょう。それぐらいの目安は、課長、考えてもいいよと思うんですけど、いかがですか。

佐潟健康増進課長

山田委員のおっしゃるとおり、そういう推計的な部分というのは必要かというふうに思います。

山田勝委員

正確だ、正確でないというのはね、これは別として、一つの目安としてはね、ぜひ推計して欲しいと思います。

それからですね、国民健康保険税から始まって介護保険、そして後期高齢者ところ今まで審議しましたけどね、その中でちょっと私が気になってることを言いますが、国民健康保険に一般会計から繰り入れてますよね、国民健康保険特別会計に。この一般会計に繰り入れてる金額の中でですね、法定の、例えば、基盤安定資金、あるいは安定基金ですか。それと人件費、それらの法定の繰入金以外に一般会計からもらってる金をちょっと教えてもらえませんか。それは何でかっつうと、阿久根市はいろいろ言うけれども、ここ近年国民健康保険税を改定していない。その分一般会計から繰り入れているということを私は思ってるもんですからね、その数字を知りたいんですが。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

法定外繰り入れのことですか。

山田勝委員

法定外。法律で決まっているのは幾らですよ。法定で決まっていなくて一般会計から阿久根市は特別に繰り入れてますよという分についてですね、国民健康保険税を上げないためにというのが、教えてください。

佐潟健康増進課長

後期高齢者医療のほうではそういう法定外はありませんけれども、国民健康保険のほうで1億2,163万円であります。

山田勝委員

1億2,163万円は法定外ということですね。

ちょっとお待ちくださいね。3億4,576万1千円のうち1億2,163万円は法定外ということですね。わかりました。

それでですね、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計のね、それぞれの人件費の欄、

職員の欄をこう見てみるとですね、例えば、国民健康保険特別会計の職員の数と給与総額、人件費総額割る人数、職員数。それから介護保険特別会計の中の職員数でね、人件費総額を割ったときかなりの差があるわけですよ。それはもちろんあなたの責任じゃないと思ってますよ。それは、例えば国民健康保険税の事務をしている人がちょっと年をとった人が多い、一方は少ないと、こういうふう理解していいんですか。

佐潟健康増進課長

そちらの部分の人件費的な部分についてはうちの所管ではちょっと把握しきれませんので、総務課のほうになろうかと思えます。

[山田勝委員「わかりました。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

全体的なことでお聞きしますけれども、この後期高齢者ですね、予算額のほとんどですね、全体の3億1,758万4千円のうち、ほとんどが広域連合に納付されておりますけれども、その広域連合に納付されている中身を見ればですね、被保険者の保険料がこの数字のごとく、そしてあと保険基盤安定分担金ですね。そして延滞金という3費目に分かれておりますけれども、この広域連合の中にもいろんな事務的なことも当然あると思うんですけれども、その部分については別に負担はしないわけですか。この費目を見ればその部分が載っていないようでありましてけれどもですね。

佐潟健康増進課長

広域連合に支払う人件費的な負担分とかそういう部分についての御質問かと思えます。それにつきましては、一般会計の歳出のほうで支払いをしまして、一般会計の予算書60ページをお開きいただければその19節負担金補助及び交付金のところで、広域連合の一般会計分として169万6千円、それから特別会計分のほうが人件費等が入りますが、そちらのほうが896万8千円になります。これが広域連合に対しての一般的に事務費、それと人件費的な費用分の負担分になります。以上です。

[中面幸人委員「はい、わかりました。了解です。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第28号について審査を一時中止いたします。

(健康増進課退室、市民環境課入室)

○議案第23号 平成26年度阿久根市一般会計予算

予算特別委員長（岩崎健二委員）

次に、議案第23号を議題とし、市民環境課、三笠支所及び大川出張所所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いします。

馬見塚市民環境課長

去る3月8日の本会議において、予算特別委員会に付託となりました議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算における市民環境課、三笠支所、大川出張所所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。

予算書の45ページをお開きください。一番下の段です。2款1項15目諸費9節旅費6千円は、自衛官募集事務に係る担当者会議であります。本年度も、自衛隊の意義を十分に鑑み、引き続き自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所募集相談員と連携を図りながら募集

広報活動に協力をしてまいりたいと存じます。

次に49ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の本年度予算額は3,998万7千円であり、前年比258万1千円の減額であります。以下、各節ごとに主なものを説明いたします。1節報酬費から4節共済費までは職員5名分の人件費と嘱託職員3名分の人件費であります。昨年度より嘱託職員を1名増員しておりますが、これは先の一般質問の際に御説明いたしましたとおり、平成26年4月から総合案内としての機能を持つ窓口にするために増員したものであります。8節は誕生証書費であり、9節旅費は各種担当者会への出席に係るものであります。次に、11節需用費114万4千円は、住民基本台帳関係実例追録代ほか各種証明書用紙購入費等であります。

50ページに移ります。12節、13節、14節は省略いたしまして、18節備品購入費の23万1千円は、三笠支所の契印機を購入するものです。次の19節負担金補助及び交付金の15万1千円は、人権擁護委員協議会及び川内支局管内戸籍事務協議会負担金であります。

次に、59ページをお願いします。3款1項4目国民年金費であります。本年度予算額は763万9千円であり、前年比652万9千円の減額であります。減額の主な理由は、昨年度は年金担当職員を2名としておりましたが、本年度は1名としたものです。節ごとの説明は省略させていただきます。

次に、69ページをお願いいたします。4款1項保健衛生費の4目環境衛生費であります。本年度の予算額は8,326万6千円となり、前年比3,548万3千円の増額であります。増額の主な理由といたしましては、潮見ヶ丘墓地駐車場整備及び擁壁工事と合併浄化槽補助事業に係る補助金を通年分より折口ニュータウン分を増額したものであるものとございます。1節報酬183万4千円は、環境審議会委員14人分の委員報酬8万3千円と不法投棄等指導・監視嘱託員1名の報酬175万1千円となっております。4節共済費と7節賃金は、嘱託職員と臨時職員の人件費であります。臨時職員1名につきましては、新規事業といたしまして、市内墓地の墓地管理台帳を作成するための臨時職員であります。8節、9節は省略いたしまして、11節需用費70万6千円の主なものといたしましては、昨年同様にダンボールコンポスト普及実証事業として、ダンボールコンポスト及び資材300世帯分46万5千円を計上しております。次に、12節役務費54万円におきましては、6共同水道において実施する50項目の水質検査料で6カ所分32万4千円が主なものであります。

次に70ページに移ります。13節委託料400万3千円ですが、これは先ほど賃金のところで説明をいたしましたが、阿久根市内の墓地について、正確な管理台帳がないため、今回、亡くなった方々の戸籍簿と言われる墓地管理台帳を作製するため、管理システム導入及び現状調査業務を委託するものが主なものであり、ほかに潮見ヶ丘墓地の浄化槽管理業務、清掃業務委託料及び各区の墓地において処理ができない大木等に関する墓地伐採委託であります。次の14節は省略しまして、15節工事請負費637万8千円は、潮見ヶ丘墓地の駐車場整備及び擁壁工事であり、元気臨時交付金、市有施設設備基金の基金事業で行うものであります。次に、19節負担金補助及び交付金6,767万4千円は、昨年度と比較しますと増額となっておりますが、これは先ほど御説明をいたしましたが、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る補助金が通年事業に折口ニュータウン分を加えたものです。内訳としましては、5人槽165基、7人槽22基、10人槽4基の計191基と単独浄化槽の撤去10基分計201基分でございます。また、地域づくり活動支援事業として、2団体分として40万円を計上しております。次に、5目公害対策費59万7千円の主なものは、13節の委託料58万2千円であり、市内の19河川、25カ所を5項目の水質検査業務委託16万8千円と、県の事務権限移譲に伴う自動車騒音常時監視調査業務41万4千円でございます。

次に、71ページをお願いいたします。7目葬斎場管理費2,047万1千円です。前年度と比較しますと345万4千円の増額ですが、これは火葬炉修繕と消費税に係る委

託料の見直し分でございます。11節需用費378万2千円の主なものは、火葬炉2号炉、3号炉の修繕料であり、その他突発的な故障等に対する補修費も計上しております。なお、この歳出につきましては、市有財産整備基金を充当しております。炉の改修とあわせて待合室の床の張りかえ、身障者用トイレ及び女子トイレをウォシュレットに改修する予定でございます。次に、12節役務費は、建物総合共済であり、次の13節委託料1,627万円は、指定管理者による葬斎場の管理業務委託料であります。なお、管理業務委託料については、消費税増額及び燃料高騰分に伴う見直しを致しております。次の18節備品購入費39万8千円は、自動芝刈り機や刈払機等を購入するものでございます。

次に、4款2項1目清掃総務費283万円ではありますが、9節旅費は省略いたしまして、19節負担金補助及び交付金の282万6千円ですが、これは循環型社会形成推進助成金として、資源ごみ、いわゆる有価物の売上げの一部を各区の衛生自治会に対し252万6千円と、生ごみ処理機の購入助成として、電動生ごみ機、生ごみ処理機と水切り容器と3種類30万円を補助するものでございます。なお、本年度もあらゆる機会を通じてごみ減量化対策として積極的に推進をしていきたいと考えているところでございます。次に、2目塵芥処理費2億7,383万円でございますが、前年度比5,271万6千円の増額であります。増額の主なものとしまして、海岸漂着物分別収集及び流木・灌木等処理委託事業2,650万1千円と公共単価の変更に伴う各委託業務の見直しによる増額及び北薩広域事務組合への負担金の中で、新焼却場処分場建設に係る事務経費が増額したことによるものでございます。

節ごとの説明に入りますが、4節の共済費50万円及び7節賃金283万1千円は、国庫補助事業である海岸漂着物回収事業の直営分臨時職員に係る賃金でございます。次に、8節報償費324万円は、分別収集の指導立会いなどしていただく環境美化推進員に対する謝金で、月額2,500円の117人分でございますが、なお、謝金の額については低いのではないかという御意見もございましたが、ことし引き続き検討をさせていただきたいと考えております。次の11節需用費の1,261万9千円は、8種類の市の指定ごみ袋の購入費が主なものであります。

次の12節役務費を省略いたしまして、72ページに移りますが、13節の委託料9,674万7千円は、説明欄にありますように家庭ごみ収集運搬業務ほか6件の業務委託費であります。なお、全額国庫補助事業であります海岸漂着物分別収集及び流木・灌木等処理委託事業も昨年度に引き続き行うこととしております。次に18節の備品購入費の54万円ですが、これは海岸漂着物回収事業の一環として、全額補助で中古の軽車両を購入する予定であります。次に、19節負担金補助及び交付金1億5,734万6千円は、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。内訳としましては、じんかい処理費の環境センター可燃物分が1億2,744万2千円であり、リサイクル処理費の不燃物・粗大ごみ分が2,990万4千円であります。

次に、3目し尿処理費の5,329万3千円も、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。

以上で歳出分の説明を終わります。

次に、歳入について御説明をいたします。

20ページをお願いします。12款1項3目の衛生使用料155万4千円のうち市民環境課所管分として、墓地等占用料1万3千円と葬斎場の使用料154万円であります。なお、火葬見込みとして、市外居住者5件、市内居住者を350件、その他を20件、計375件を見込んでおります。

次に22ページですが、12款2項1目総務手数料の3節戸籍住民基本台帳手数料1,099万8千円は、戸籍謄抄本を初めとする印鑑証明及び住民票等の交付手数料であり、本庁952万7千円、三笠支所の132万7千円、大川出張所の14万4千円分であります。次に、同じページではありますが、3目衛生手数料1,848万6千円のうち2節清掃手数料1,752万6千円が当課の所管分であり、8種類の市の指定ごみ袋の一般廃棄物処理手数料で

あります。

次に、23ページをお願いします。13款2項3目衛生費国庫補助金1,413万9千円のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費の1,318万1千円ですが、歳出の分で説明しました201基分のうち、120基についての補助であり、残りの81基分については、一般財源、起債対応となります。

次に、24ページをお願いいたします。13款3項1目総務費委託金16万8千円は、自衛官募集事務費1万円と外国人登録事務に係る国からの委託金である中長期在留者住居地届出等事務費15万8千円です。次に、2目民生費委託金1節社会福祉費委託金418万8千円は、年金等の事務に係る国民年金事務費交付金です。

次に、26ページをお願いします。14款2項3目衛生費県補助金3,854万8千円のうち当課所管分として、明細書の説明にありますとおり、小型合併処理浄化槽設置と単独浄化槽撤去を含む120基分に係る県の補助金1,067万6千円です。それと歳出の分で説明を申し上げました環境保全対策事業費として、海岸漂着物回収に係る補助金2,650万1千円でございます。

次に、27ページですが、14款3項1目総務費委託金3,415万3千円のうち、1節総務管理費委託金のうち当課所管分に係る住民基本台帳カード発行事務に伴う事務経費として、2万1千円が入っております。3節戸籍住民基本台帳費委託金27万円は人口動態調査事務費が3万1千円で、旅券、パスポートですね、発行事務権限移譲交付金として23万9千円となっております。

次に28ページをお願いします。3目衛生費委託金の55万8千円は、権限移譲交付金であり、鹿児島県ウミガメ保護条例に係るもののほか浄化槽設置等の届出受理、維持管理指導等、浄化槽法に関する事務の権限移譲交付金です。

次に33ページをお願いします。19款5項4目20節の雑入のうち、資源ごみ有価物売払代395万4千円ですが、これはアルミ・スチール缶及び段ボール・新聞等のほかトレイ、ペットボトル、計6品目を見込み計上したものであります。

次に34ページをお願いします。20款1項3目衛生債1,710万円ですが、市民環境課分としまして120基の小型合併処理浄化槽設置事業補助の財源として、国・県の補助金を除く残額を県の市町村振興資金を活用し、充当率90%で1,410万円を借り入れるものでございます。

次に、三笠支所、大川出張所分について、歳出から御説明をいたします。

43ページをお願いします。下のほうです。2款1項9目支所及び出張所費は427万9千円です。内訳としまして、1節報酬341万9千円及び4節の共済費56万3千円は、支所、出張所それぞれに1名ずつ採用する嘱託職員に係る人件費でございます。9節の旅費は省略いたしまして、11節の需用費15万2千円は、一般事務用品、灯油代、校区行事への祝い品代等があります。12節役務費14万2千円は、主に電話料であります。

次に歳入については、19ページをお開きください。先ほど説明いたしました、12款2項1目3節の戸籍住民基本台帳手数料の中で、三笠支所分は132万7千円、大川出張所は14万4千円となっております。

以上で、平成26年度一般会計予算の説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに補佐、係長より答弁させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中面幸人委員

まず、ページは69ページの4款1項4目8節ごみ減量推進協議会のところでございますけれども、24年度から協議会を立ち上げてごみ減量推進のために頑張っているところ

思うんですけども、その後の進捗状況を教えていただきたいと思います。

馬見塚市民環境課長

2月に2回目を、若干期間がありましたが開催をいたしまして、集約を行ったところでございまして、今月の末にですね、最終的な意見取りまとめを行うところのございですが、答申をいただくつもりでおりますが、一定の成果といいますか、研修を含めたところのですね、結論を3月中にとりまとめて答申を行う予定でおります。

中面幸人委員

今の段階では結果というか、そういうのはまだ出ない状況ということでございますか。

馬見塚市民環境課長

内容等につきましては大きく二通りの答申とはなっております。一つにつきましては、事業所のごみについての分別を徹底する活動を行うということが一つとですね、もう一つは生ごみのたい肥化処理事業についての意見を答申するような予定でおるということで、現在は進んでいるようでございます。

中面幸人委員

その件についてはそれでよろしいです。

次は70ページ、4款1項4目19節の中に、地域づくり活動支援事業という予算を組んでおりますけど、市民環境課としてですね、この事業についてどのような内容になっているのか教えていただきたいと思います。どういうのに使えるのか。

馬見塚市民環境課長

皆さん御存じのとおりだと思うんですが、救急に企画のほうから各担当課で予定する事業はないかというようなことがありまして、当課所管としましては20万円ずつ二つを予定したところがございます。一つは脇本浜の海岸清掃に係るボランティア団体が出てくるのではないかとということで一つを想定しております。もう一つは花咲かせ隊ですかね。389号線のあそこの清掃ボランティアがあるのではないかとということで、二つを想定しているところがございます。以上です。

中面幸人委員

所管課では大体今説明あった二つの団体というか、組織というか、そういうところにほんなかこういう助成するという形で、もう別にこの所管としては新たにはもう助成は受けられないということですか。

馬見塚市民環境課長

いえ、当然、この件につきましてはですね、企画とも協議をしまして、それ以外のが出てきたときはどういうふうな対応するかということで内々の協議も済ませておりますので、特別また、それは想定はしておりますが、来た順に行い、そしてまた必要であれば予算措置は検討して実行はしたいと考えております。

中面幸人委員

この事業については各所管それぞれこういうふうに分かれて振り分け、全部で200幾らだと思っているんですけども、内容的には同じようなことですかね。

馬見塚市民環境課長

この件につきましてはですね、課長会のほうで企画課長から提案があったときにいろいろ議論がなされてですね、やはり先の課の説明でもありましてとおりの、専門になるとなかなか企画課では判断がつかないので、担当課でも予算を持って欲しいというような意向でございましたので、それぞれ予算は設置したような状況でございます。だから、統一した企画で持っているコミュニティー助成事業の趣旨にのっとったところで、所管課がはっきりしている分については所管課で行うというような意志だったと思っております。

中面幸人委員

あと一点、今度はページのですね、71ページから72ページにかかっておりますけれども、4款2項2目の中でですね、広域行政のほうに負担金として納める中でですね、北薩広

域行政事務組合のほうに1億5,734万6千円というふうに予算化されておりますけれども、このうち環境センターのほうには1億2,744万2千円。これは通常の負担分のほかにですね、例えば、先ほど言われた新焼却処分場に向けての経費等というのもこれの中に含まれているのか、お聞きいたします。

馬見塚市民環境課長

これについてはですね、当初予算の説明書を広域のほうからいただいております。その中で、新焼却処分場に関する費用としまして、9,204万8千円となっております。これを2市1町で分配しているというようなことです。新焼却処分場にかかる部分としましては、9,204万8千、主に新焼却整備事業費として予算計上しておりますというような説明でございました。

中面幸人委員

この全体で9,204万8千円の中で、当市の負担分は幾らですか。

馬見塚市民環境課長

これにつきましてはですね、各広域の予算内で委託料であったり、事務費であったり、人件費に割り当てられてますので、詳しくは今ちょっと出せられません。

中面幸人委員

今、ここでは発表できないけど、中身的にはわかってるということですか。

馬見塚市民環境課長

予算書をいただいておりますので、その中で均等割、人口割を計算するとそれぞれののが出てくると思います。

中面幸人委員

なら、その中でですよ、その中で、新焼却処分場にかかわる経費というのはわかりますか。

馬見塚市民環境課長

はい、わかります。時間をいただければ。

中面幸人委員

じゃあ、今はそれでいいです。じゃあ、そこを踏まえてですね、現在の新焼却処分場に向けての進捗というか、進みぐあいというか、方向性というか、その辺あたりがわかれば教えていただきたい。

馬見塚市民環境課長

新焼却処分場にかかる北薩広域行政事務組合における実施状況、それから今後の事業についてはですね、ここに5ページぐらい届いております。お渡しできる資料でございますので、あともってお渡しをしたいと思っております。説明すると5ページ分読まなければならないと思いますので。

[中面幸人委員「それで結構です。あとでください。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

70ページの、課長、これは懸案なんですけどね、折口ニュータウンの小型合併浄化槽設置事業の補助金の話で、非常に長い間懸案でございましたけれども、これはもうね、課長が一生懸命努力して農協から金を引き出したことで、ものすごく負担金が少なくなったんですよ。もう一遍、一人当たりですね、農協から幾ら、阿久根市が幾ら、農協幾らというのをもう一遍確認させてください。

馬見塚市民環境課長

市の補助金がですね、2,743万6千円でございます。それからくみあい開発から助成金としていただいたお金が1,230万円となっております。これは15万円掛ける82基分ですね。一人当たり15万円をいただいております。

山田勝委員

今ですね、折口ニュータウンで関係者の中でね、非常にこの暗礁に乗り上げているというのがあるんですね、いろいろ聞いてみますと。だから、積極的にやれる人と、やれない人があってですね、やれる人はどうしていいかわからないという人もおりますよ。そういう中で、私もずっと流れを見ておったんですけども、最終的にはどの方も同じような負担で、同じような負担で終わるよという形で進んでいたかのように見えたんですが、今は非常に暗礁に乗り上げているのっていうのは、業者をですね、業者を、阿久根市の業者を選択することによって、非常にまあ、高い見積もりがきてる。それから、それよりも安くできるという人が出てきて、その安くできるという人が、また何人かを募りながらですね、うんどんといつどきせんか、うんどんといつどきせんかちゅうことで募りながらやっている。そういう中でですね、非常にこう暗礁に乗り上げてるといいう気がするんですが、例えば、私はこう課長、思ってるんですけどね、例えば、何も80何戸一斉にやればですね、阿久根市の業者が仮に80万なら80万をとという値段を出すのであったらですね、逆に70万という業者が出してくれる業者が仮に川内の人であっても出水の人であっても、鹿児島の人であってもですね、全部を安くしてる業者が出てくれるとしたら、それはそれでね、私は対住民のためには非常にいいという気がするんですが。何でかって、そうしなければですね、阿久根市に固執したばかりに、一人分の出し分がですね、30万出した人ですよ、負担金を。それから、15万で済んだ人と仮に出てきたとしたときにですね、かなり今後ぎくしゃくした、そしてまた何かね、禍根を残すような気がするのですね、ここは課長のほうがなんとかまとめてですよ、これをより安いところに、よりみんな公平に、平等にできるよという形で進めて欲しいなあという気が今してるんですが、どういいう進捗状況なんですか。教えてください。

馬見塚市民環境課長

ただいま山田委員が申されたとおりですね、当初は我々もこの協議会には阿久根の業者を使ってくれということをお願いをしまして、その説明会においても私も同席をしまして、その阿久根の業者の方々、8社でしたか、お願いをしまして、事情が事情であることから、大幅な値下げをして欲しいというお願いをいたしました。阿久根の方々が先に鹿児島の方から見積もりをとっておりました。それよりも非常に上回る金額で見積もりがきましたので、協議会の会長を含めたところで再度協議をしまして、今、おっしゃられるとおり、阿久根市の業者にはこだわらない、住民にとって最良の手法でやろうということ協業をしたところ。ごさいました。その中でですね、やはりどうしても身内に設備業者がいるという方々がおられまして、その方々はどうしても自分が頼めばこれぐらいの安価でできるんだと言って、共同で発注した場合はたこう出さないかんというよな苦情があったそうです。その方々に対しては協議会の方々もですね、そこまで押しつけて高いほうを選択させると、後々までずっと協議会、また個人名で中傷されるというよなことで協業をしたところ、とりあえず、個人でそういう業者があるんだしたら個人でお願いしますと。しかしながら、そういう方々がない方については協議会のほうで最終的にすべての方々を一括し発注をする方法をとりたいと思います。その際には、市内外を問わず見積もりをとって、なるべく先ほど申しあげました市の助成金、くみあい開発の助成金を合わせたのに少しの金額で済めるよな努力をしたいということ説明会を今行ったところ。今、個人で望まれる方の届け出を今待ってる状態でごさいます。以上です。

山田勝委員

非常にですね、皆さん、どうしたらいいかわからない人、あるいは、今課長が言われたよな、やうちによかといがあるからそれよりも安くしてくれるという話しをしている人、いろいろあると思いますよ。でも私はね、ふとこう思ったんですけどね、もし、その人がだれよりも安くしてる身内の業者が仮におったとしたらね、その人とともね、一緒になって見積もりをとっていただいて、そんなら全部していただくとしたら努力してくれるかということ、それも業者の中に加えてですね、私は全員同じよな条件でやって欲しいなと思うのですね、これを言うんです。そういなければね、必ず高かった、安かった、仮に5万差があっ

た、高かったということでずっとこう禍根を残す気がしますのでね、これは予算を握ってる、今まで努力された課長がですね、ちゃんとその付近を調整しながら、もしその親族に安い人がおるんだったら、それで全部頼んでもいいじゃないですか。そういうことで、私はなるべく全員同じような条件のもとにやって欲しいなという気持ちでお願いをしているところです。あなたでないとできないと思います、これは。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

野畑直委員

70ページですね、4款1項5目公害対策費の13節委託料も水質検査業務19河川ということでしたけれども、この19河川の箇所数と、年2回行うということで聞いてたと思うんですが、その箇所数と月を、検査月ですね、を教えてくださいませんか。

馬見塚市民環境課長

すいません、しっかりと質問を聞いたつもりだったんですが、ちょっと足りなかったらもう1回、すいません、お願いします。

19河川25カ所でございます、昨年度、野畑委員からありましたように、夏を25年度はとりました。25年度、ことしもですね、また同じ、1カ年では不十分かと思っておりますので、ことしも夏にとって2カ年のデータをとりたいと思っております。以上です。

野畑直委員

夏場をお願いして、去年はそういう実施をされた。そして、例年は2月ごろの実施だったと思うんですが、夏場と冬場の2回をされる予定ですか。

馬見塚市民環境課長

夏場だけ1回の予算でございます。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

課長、窓口の一本化についてですね、本会議でもお尋ねしましたけれども、この予算の中から見たときですね、市民環境課で窓口は受けると、こういうことでしたけど、そういうことで、今回、臨時職員、嘱託職員ですか、それを3人になりましたね。それから税務課のほうに2人おりますね、予算の中にですよ。その付近はどういうような形で執行されるんですか。

馬見塚市民環境課長

その件についてはですね、御指摘があったとおりですね、税務課と市民環境課ですね、当初は税務課のほうを1名減する予定で協議が進んでたんですが、実際に税務課とすればですね、税務課のほうではやはり窓口業務は嘱託職員の業務の2割から3割程度であるということで、どうしても嘱託職員は減はできないということで、だいたい2カ月ほど協議をして、最終的には事務補助ということで税務課は2名残しております。当市民環境課は1名を増員しました。そのかわりですね、税務課の職員が昼休み、それから夕窓についてはですね、当市民環境課の窓口に来て業務を行うということで協議がなされたところです。また、当課としても繁忙期ですね、繁忙期、もしくは月曜日、金曜日につきましては職員が窓口の応援体制を整えまして、御指摘があったとおりですね、なるべく自席から立ってお迎えをするというような窓口体制にしたいと考えているところです。以上です。

山田勝委員

初めてのやり方、仕方なので、してみらなわからんたいどんからん、しかしながら、私は今回、鹿児島県の中の鹿児島市の次にね、先駆けてやるつうのはね、すごいことだなと思っておりますよ。そういうことで、ぜひ成功させてください。以上です。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、市民環境課、三笠支所及び大川出張所所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課退室、農政課入室)

次に、議案第23号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

内園農政課長

それでは、3月5日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託になりました議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算のうち農政課が所管する歳入歳出予算について、御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

予算書の74ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費の予算額9,974万9千円は、職員15名の人件費が主なものでございます。

次に、75ページになりますが、3目農業振興費のうち主なものについて御説明いたします。7節賃金153万2千円のうち141万6千円が有害鳥獣対策パトロール員の雇入れ賃金で、残りの11万6千円が中山間地域等直接支払推進事業の事務補助員の賃金であります。次に13節委託料の予算額379万1千円は、本年度実施いたしました農業振興地域の見直しに向けた基礎調査業務の成果を受けまして、整備計画書を策定するものであります。

次に、76ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の予算額7,403万3千円は、鳥獣被害防止対策協議会に対する運営費補助1,342万5千円と中山間地域等直接支払制度事業以下11事業の事業費補助が主なものでございます。補助内容等につきましては、まず、鳥獣被害防止対策協議会に対する予算額1,342万5千円は、鳥獣被害対策として槁之浦西地区と尾崎地区で実施予定の防護柵等の設置に対する補助金の交付でございます。本事業につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業に県が追加補助を実施しているものでございまして、負担割合は国が55%で県が27.5%の合計82.5%であります。ただし、地域ぐるみで侵入防止柵の設置等を直営施行される場合は、上限単価を超えない限り100%補助となっております。

次に、中山間地域等直接支払制度事業の983万2千円につきましては、瀬之浦下地区外17地区において協定を締結されている中山間地域等直接支払制度の事業施行に対する補助金の交付でございます。補助割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1であります。

次の農業・農村活性化推進施設等整備事業の408万円につきましては、農家の農業機械等の過剰投資を抑制しまして、農業経営の安定を図るために、農業施設及び農業機械等の導入を図る農作業受託組合等に対しまして補助金を交付しているものでございます。負担割合は、県が3分の1、市が6分の1を負担しており、県と市で2分の1を負担しているところでございます。

次の農作物鳥獣害防止施設整備事業の297万5千円のほか、耕作放棄地解消対策事業の150万円、ジャンボタニシ駆除対策事業105万円、商談会出展事業114万8千円につきましては、いずれも市単独事業でございまして、それぞれ事業費の2分の1を補助し、農家の経費負担軽減や経営の安定のために助成しているものでございます。これらのうち農作物鳥獣害防止施設整備事業につきましては、平成25年度から下限面積を10アールから5アールに緩和いたしまして、農作物の被害防止策を講じられた農家に対しまして経費の助成を行っているところでございます。

青年就農給付金事業の1,350万円につきましては、新たに農業経営を開始する農家に対し、国が補助金を交付するものでございまして、月額12万5千円の定額補助であります。本事業は、平成24年度から国策として実施された事業であります。本年度末における受給見込者数は延べ6人となる見込みであります。平成26年度は、さらに4人の新規就農者

を見込んでいただいております。

降灰防止降灰除去施設等整備事業の1,661万2千円につきましては、降灰防止対策として、ハウス施設や共同利用機械施設等の導入整備に対する国・県の補助事業でございます。平成26年度は、阿久根大将季生産組合がハウス3棟を整備する計画であります。補助率は、県の補助金で65%となっております。

連作障害対策土壌消毒事業の330万円につきましては、実えんどう、ソラマメ、イチゴ、タバコの連作障害対策として、土壌消毒を実施したとき、薬剤等の必要経費のうち4分の1を補助している市単独補助事業です。

地域づくり活動支援事業の60万円につきましては、阿久根市内の各種団体が地域活性化のために取り組む活動を支援するものであります。平成25年度は、企画調整課が窓口となっていた事業であります。26年度から団体等の支援につきましては、所管課が窓口となったものでございます。本年度は限度額20万円の3団体分を見込み計上したものでございます。

環境保全型農業直接支払制度推進事業の9千円につきましては、化学肥料や農薬を使用しない農業など有機農業の取り組みに対しまして補助金を交付するものであります。交付単価は、10アール当たり3千円で、負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1となっております。

渇水対策事業の64万円につきましては、渇水期等における農家の経費削減と経営安定のために渇水対策に係る経費の一部を助成しているものでございます。昨年夏の渇水期において想定以上の対策を要しましたことから、一部要綱等の見直しを図りまして、予算の増額を行ったものでございます。

次に予算書は、77ページになります。4目畜産費の予算額9,577万5千円のうち主なものについて説明いたします。19節負担金補助及び交付金のうち、子牛生産出荷奨励事業の141万円につきましては、子牛生産農家が子牛を出荷する際の市場手数料を助成するものでありまして、1頭あたり3千円を助成しております。次に、21節貸付金の素畜導入資金の9,200万円につきましては、畜産農家が低金利で資金の借り受けができるよう市がJAへ資金を貸し付けているものでございまして、素畜導入を円滑にするための導入資金のことでございます。1頭当たりの貸付金限度額は50万円でございます。

次に、予算書の77ページから79ページになります。5目農地費の予算額5,681万8千円は、78ページにあります13節委託料の289万円と15節工事請負費320万円のほか、19節負担金補助及び交付金の4,523万2千円が主なものでございます。まず、13節の委託料につきましては、折多排水機場維持管理業務以下8つの業務委託でございます。そのほとんどが農業用施設の維持管理に関するものでございます。末尾の換地計画概要書作成業務委託につきましては、中山間地域総合整備事業阿久根北部地区の事業完了後、次期中山間地域総合整備事業を施行するにあたりまして、換地計画概要書の作成が必須とされているところでございまして、その業務委託費を計上しているものでございます。次に15節工事請負費の320万円は、松ヶ根ため池の漏水防止工事等を計画しているものでございます。次に、19節負担金補助及び交付金の4,523万2千円は、阿久根地区危険物安全協会以下5協会の運営費等の負担金と、79ページにあります土地改良施設維持管理適正化事業以下8事業に対する事業費負担金などでございます。

このうち主な事業といたしましては、まず、土地改良施設維持管理適正化事業の97万6千円でございます。平成29年度に事業実施予定の折多排水機場の電気配管等の取替工事の負担金25万2千円と、平成27年度に事業実施予定の鶴田頭首工のゲートの塗装補修工事に係る地元分担金25万2千円のほか、平成29年度に事業実施予定の飛松海岸の招戸ゲート施設設備等に係る地元負担金47万2千円の合計額であります。3事業ともに事業に要する経費を5カ年計画で分割負担するものでございまして、その負担割合は、国・県及び土地改良施設等の管理者は30%、市は10%となっております。

次の中山間地域総合整備事業北部地区の915万円につきましては、筒田区の平田農道の整備を実施する計画であります。負担割合は、従来どおり生産基盤の整備となりますことから、国が55%、県が30%、残りの15%を市が負担するものでございます。

次の農用水資源開発調査の375万円につきましては、農業用水の確保を図るため県営事業の農用水資源開発調査を活用し、ボーリング調査を実施するものでございます。本年度は、折多地区の農業用水資源を確保するために、JA折口スタンドに設置された給水施設の代替施設としての計画を進めているところでございます。

次の共同活動支援交付金121万4千円及び向上活動支援交付金10万4千3百円につきましては、国の農地・水保全管理支払交付金事業のことでございまして、共同活動支援交付金は、地域が共同して農道や水路の清掃とか草刈りなど保全管理活動を実施された場合、その地域に対して活動支援を行っているものであります。折多校区の自然を守る会ほか6地区と協定を締結しているところでございます。

向上活動支援交付金につきましては、農業用の用排水路等の長寿命化のための補修及び更新等を実施する地域に対しまして活動支援を行っているものでございまして、市内3地区が協定を締結されているところでございます。なお、本事業に対する負担割合は、いずれも国が50%、県と市が25%となっております。

次に、県営防災ダム事業の350万円につきましては、平成23年度から28年度までの6カ年計画で、ダムの警報設備システムやダム観測装置の更新・改修工事を実施しているところでございまして、事業実施に伴います負担割合は、国が55%、県が40%、市が5%であります。

県営農地整備事業(阿久根第2地区)の1,849万1千円は、平成25年度から27年度までの3カ年計画で、市道園田内田線、赤瀬川本線、牧内桑原城線の3路線の路面の改良等を施工する計画であります。本事業の実施に伴います負担割合は、国が50%、県が29.5%、残りの20.5%を市が負担するものであります。

次の農村地域防災減災事業(桐野上地区)の75万円につきましては、農村地域防災減災事業を活用いたしまして、桐野上地区内の水路整備を実施しようとするものでございます。平成26年度は、実施測量設計業務に対する市負担金を計上したものでございます。事業施行に伴います負担割合は、国が55%、県が40%、市が5%であります。

次の中山間地域総合整備事業(南部地区)の325万円につきましては、中山間地域総合整備事業阿久根北部地区の事業完了後、未実施地区において同事業を導入するために、平成26年度に事業計画書を策定しようとするものでございます。事業施行に伴います負担割合は、国が50%、県と市が25%でございまして。

負担金補助及び交付金の最後にあります市単独土地改良事業の231万円につきましては、国や県の補助事業に該当しない事業のうち地域が事業主体となって実施されます農業・農村の整備事業に対しまして、市が70%補助している事業でございまして。平成26年度は、農道舗装工事が瀬之浦下区外1件、槁之浦西区で生活道路の整備が1件、古里地区で水路工事を1件施行する計画でございまして。

次に、79ページにあります6目国土調査費の予算額25万4千円は、地籍修正業務を初め図根点の確認及び保護業務などの通常業務に対する事務費等を予算計上したものでございます。昨年度まで国土調査費で予算計上しておりました測量機器等の保守点検業務委託につきましては、予算書の78ページにあります農地費の委託料で予算計上しております。

次の7目ダム管理費の予算額329万2千円は、高松防災ダムの洪水調節や高松川流域に設置しておりますダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務費でございまして。11節需用費の光熱水費123万2千円は、ダム管理事務所のほか、各警報局、水位局、雨量局の電気代が主なものでございまして。

次に、80ページをお願いします。13節委託料の142万6千円は、高松ダムの無線設備の保守点検業務と高松ダムに設置しております非常用予備発電装置の電気工作物保安管理

料のこととさせていただきます。

次に、9目農林業振興センター費1,632万1千円は、農林業振興センターの管理、運営に係る一般事務費でございます。1節報酬220万円につきましては、農林業振興センターに配置している農業専門員の報酬でございます。7節賃金490万7千円は、農林業振興センターにおける作業員3名分の賃金でございます。15節工事請負費56万3千円は、農林業振興センター敷地内の6号ハウスと7号ハウスの間に土地の形状が7メートルほどの高低差があるわけでございますが、そこに高低差がありまして、農業作業車等利用するときに誤って転落するといったことのないような転落防止柵等の設置を計画しているところでございます。17節公有財産購入費の251万円につきましては、農林業振興センター内の3号ハウスボイラー用の重油タンクが腐食しておりまして重油漏れが危惧されることから、市有施設整備基金を活用し取りかえ工事を行うものでございます。18節備品購入費の230万4千円につきましては、主なものとしたしましては農林業振興センターで使用しておりますトラクターが、購入から24年が経過しておりまして、最近ひんぱんに不具合が生じているというような状況でございまして、電源立地対策交付金を活用いたしまして買い換えを行うものでございます。

10目農村環境改善センター管理費1,570万5千円は、農村環境改善センターの管理、運営に係る一般事務費であります。7節賃金223万2千円は、農村環境改善センターの臨時職員の賃金と夜間警備員の賃金でございます。11節需用費の364万8千円につきましては、光熱費の234万4千円が最も高額となっているところでございますが、主にセンター内の電気料が主なものでございます。また、修繕料の101万4千円につきましては、多目的ホールの雨漏り修繕がその主なものでございます。

次に82ページをお開きください。15節工事請負費の302万4千円につきましては、市有施設整備基金を活用いたしまして、センター内の加工室厨房空調機器等の設置工事を行うものでございます。17節公有財産購入費の576万2千円につきましては、平成3年に設置いたしました冷暖房機器4機のうち2機が経年経過によりまして故障しているため、電源立地対策交付金を活用しまして取りかえることにしたものでございます。

次に、11目農業構造改善センター管理費496万円は、西目地区集会施設の管理事務費であります。7節賃金300万7千円は、昨年度までは管理委託料として13節委託料で予算措置したものでございますが、本年度から賃金で予算措置したものでございます。11節需用費のうち施設内の電気料97万2円が主な経費であります。

次に83ページになりますが、13目折多地区活性化施設管理費333万1千円は、折多地区集会施設の管理事務費であります。7節賃金179万3千円は、折多地区集会施設の管理に要する費用を措置したものでございます。現在、管理人をおくのか、団体等へお願いするのか、折多地区集会施設周辺の地域の方々等と協議を行いながら方向を決めていきたいということで、4月以降の開設に間に合うように現在準備を進めているところでございます。11節需用費の106万4千円は、施設の電気料及び水道料がその主なものでございます。また、同節内の修繕料20万円につきましては、不測の場合に備え20万円見込み計上したものでございます。

次に予算書の124ページをお願いいたします。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費150万円は、国の補助事業に該当しない緊急に復旧を要する農業施設災害に対する予算措置でございまして、14節使用料及び賃借料の80万円は土砂等の除去作業に必要な重機借上等が主なものでございます。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明させていただきます。

予算書の19ページをお願いいたします。11款分担金及び負担金1項1目1節の農業費分担金49万9千円は、平成27年度事業で実施予定の鶴田頭首工のゲート関係塗装に係る受益者分担金25万2千と、中津原地区で施行予定の県単かんがいポンプ更新設置事業実施に伴います受益者負担金24万7千円のこととでございます。受益者負担は、土地改良施設維

持管理適正化事業では30%で、農業農村活性化推進施設等整備事業が16.5%でございます。

20ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料75万円は、農村環境改善センターの施設使用料30万円と、構造改善センター会議室及び運動広場のナイター施設使用料35万円のほか、新たに設立いたします折多地区活性化施設の施設使用料10万円を見込んだものでございます。

次に26ページをお願いいたします。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金6,346万6千円のうち、農政課所管分について御説明申し上げます。水田農業確立推進活動事業費以下12事業の実施に伴う県補助金でございます。補助受入額が100万円以上について説明いたします。

まず、中山間地域等直接支払制度事業費の737万3千円につきましては、中山間地域等直接支払制度事業を実施しております瀬之浦下地区を初め市内の18地区に対しまして、対象事業費の2分の1を国が、残りの2分の1を県と市が折半している交付金でございます。その国、県分補助金の受入額でございます。

次に、農業・農村活性化推進施設等整備事業費の332万円につきましては、槇之浦西生産組合が購入されますトラクター及び中津原地区が施行される県単かんがいポンプ更新設置事業に係る県補助金でございます。補助率は、農業用機械の購入が3分の1で、かんがいポンプ更新設置事業が40%でございます。

次に、農業者経営所得安定対策推進事業費の225万1千円につきましては、農業者経営所得安定対策推進事業の実施に伴います国・県補助金であります。農業経営の安定、国内生産力の確保、食料自給率の向上といった農業の多面的機能を維持することを目的に、国から市町村が設置している農業再生協議会に対しまして補助金を交付しているものでございます。

次の活動火山周辺地域防災営農対策事業費の1,661万2千円につきましては、阿久根大将季生産組合がハウス3棟及び暖房機器類を整備しようとするものでございまして、これらに対する県補助金のことでございます。補助率は、事業費の65%でございます。

次の青年就農給付金事業費の1,350万円につきましては、新規就農者に対する国の青年就農給付金のことでございます。本事業は、平成24年度から開始されたものでございますが、26年度は既存の受給者5名に加えて、新規の3名に、新規見込者1名を加えたところの9名を予算計上したところでございます。補助率は年間150万円の定額補助でございます。

次に、鳥獣被害対策実践事業の1,336万円につきましては、地域ぐるみで鳥獣被害防止活動や侵入防止柵の整備等の取り組みを実施された協議会に対しまして支援する事業でございますが、補助率は地域ぐるみで直接施行された場合100%でございます。

次に28ページをお願いいたします。14款県支出金3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の13万1千円は、海岸保全区域に指定されております折口と飛松海岸における施設等の管理費として、県から管理委託金の交付を受けているものでございます。

次に、29ページにあります15款財産収入2項3目生産物売払収入1節生産物売払収入1,550万円のうち農政課所管分は、30ページにあります農林業振興センターにおける花、苗等の生産物等の売払収入200万円でございます。

次に、31ページになりますが、19款諸収入3項2目1節農業費貸付金元利収入9,201万8千円は、素畜導入資金としてJA阿久根事業所及び三笠事業所への貸付金9,200万円の元金と0.02%の貸付金の利子分でございます。

同じく31ページにあります5項4目20節雑入のうち農政課所管分につきましては、33ページの中ほどにございますが耕作放棄地解消対策事業農地賃貸料の4万2千円であります。これは、平成17年度から事業開始されました特定法人等への貸付事業に係る賃借料のうち、当該法人からの農地賃貸料の受入額でございます。本制度は、耕作放棄地解消対策とい

たまして、特定法人へ市経由で貸し付けました農地の賃借料を、市が所有者に対して支払っているものでございますが、年度末に同額を当該法人から市が受け入れているものでございます。現在は、平成21年12月の農地法改正によりまして、特定法人への貸付事業が廃止となりましたことから、契約満了となりました法人等から順次、直接契約するように移行しているところでございます。次に、34ページをお願いいたします。20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の2,900万円は、土砂崩壊防止事業債以下5事業の事業実施に伴います財源充当債であります。土砂崩壊防止事業債の60万円は、農業農村地域防災減災事業の実施に伴います財源債でございます。財源債は、一般公共事業債で充当率は90%でございます。次の県営中山間総合整備事業債の610万円につきましては、生産基盤事業費の10%部分のみにつきまして過疎債が適用されますことから、610万円に対しまして過疎債を充てているものでございまして、充当率は100%でございます。次の県営防災ダム事業債は、公共事業等債を充当しまして充当率は90%でございます。以下、商談会展展事業債及び県営農地整備事業債につきましては、過疎債を充当いたしまして、充当率は100%となっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、答弁につきましては私以下、係長等でお答えさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（農政課退室、農業委員会入室）

次に、議案第23号中、農業委員会所管の事項について審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

内園農業委員会事務局長

それでは、3月5日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託になりました議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算のうち、農業委員会所管の歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。予算書の73ページをお開きください。6款農林水産業費1項1目農業委員会費の予算額3,230万2千円は、農業委員12名と職員4名の人件費が主なものでございます。1節報酬663万2千円は、農業委員12名の報酬でございます。

予算書の74ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金19万2千円は、県農業会議拠出金15万3千円が主なものでございます。

次に、予算書の80ページをお開きください。8目農業者年金事務費55万円は、農業者の老後の安定を図るため、経営移譲年金及び老齢年金の裁定請求等の進達並びに年金加入促進活動にかかる一般事務費でございます。11節需用費31万8千円が主な経費でございまして、農業者年金加入促進用の事務用品等及び車の燃料費等でございます。

次に、予算書の82ページをお願いします。12目農地利用対策事業費400万8千円は、農地利用集積特別対策事業及び機構集積支援事業に係る一般事務費でございます。農地利用集積特別対策事業は、農家の方々の意向等の情報を収集いたしまして、農地の利用調整を行いながら認定農業者等の育成を図るものでございます。また、機構集積支援事業につきましては、平成25年度までの農地制度実施円滑化事業が今回新たに再編されまして、平成26年度から機構集積支援事業として実施される補助事業でございまして、全国の農業委員会の農地基本台帳の電子化と地図システムの一元化を図り、遊休農地解消対策の強化と農地集積・集約化を推進いたしまして、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めることを

目的とした事業でございます。

主なものといたしまして、8節報償費99万6千円のうち、農業委員活動謝金が86万4千円でございます。これは、遊休農地の解消と農地の有効利用を図るために、農業委員とその協力員が農地集積推進のための活動に対する謝金でございます。

予算書の83ページをお願いいたします。13節委託料216万7千円は、農地基本台帳及び地図システムについて、現在のシステムに耕作放棄地管理機能を追加するとともに、国が求める全国の農業委員会の農地基本台帳及び地図システムの電子化・一元化を図るための業務委託でございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。予算書の22ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料4万2千円は、受理証明ほか7種の証明手数料などでございます。

次に予算書の26ページをお願いいたします。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分は、農業委員会費165万7千円と、食料安定供給特別会計交付金の2万5千円のほか、機構集積支援事業費381万3千円であり、いずれも定額補助となっているところでございます。農業委員会費の165万7千円につきましては、農業委員会法第2条に規定しております市町村農業委員会が農地法などに定められた業務を行う経費で、国が交付するものであり、充当先は農業委員及び職員の人件費等でございます。食料安定供給特別会計交付金の2万5千円につきましては、自作農財産管理を取り扱う市町村に対しまして、その事務に要する経費を国が補助金を交付しているものでございます。

予算書の27ページをお願いいたします。機構集積支援事業費の381万3千円につきましては、農業委員会等による農地の利用関係調整、遊休農地解消対策の強化や農地集積・集約化の推進、農地基本台帳の電子化と地図の一元化の整備等に必要な経費を支援するために交付される補助金でございます。農地利用対策事業費に財源充当するものでございます。

次に予算書の31ページをお願いいたします。19款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の55万円につきましては、農業者年金基金からの事務委託費でございます。

次に33ページをお願いします。19款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち33ページ上から11行目にございます全国農業新聞普及推進助成金6万2千円は、全国農業会議所から農業新聞普及活動費として交付されているものでございます。

以上で、農業委員会所管分の説明を終わらせていただきますが、答弁につきましては、私と担当係長でさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

事務局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

野畑直委員

73ページの6款1項1目農業委員会の委員の報酬のところなんです、耕作についてですね、農業委員会のほうで契約は農業委員会を通じてということで農業委員の方が間に入られますけれども、この契約された分についての契約料ですね。そういうときに契約までは農業委員の方がされるんですが、その契約料のやりとりについては何らタッチされていないように感じるんですが、その辺をお聞かせください。

内園農業委員会事務局長

農業委員の方が集積された分については、農地流動化活動という事業でやっているんですが、これにつきましては農地基盤法、整備促進法という事業で行っておりますので、これについては農業委員会事務局のほうが行うということで、3条申請なんかと違まして、その手数料が発生しないと。職権で所有権移転の場合も法務局まで行うということで、農業委員の斡旋活動に基づくもので、なおかつ相手が認定農業者等の要件を備えた者への賃貸借等が

行われる場合については、その費用は発生しないものであります。

野畑直委員

私が聞きたいのはですね、賃貸借を行った場合に、土地所有者と耕作をされる方の契約は農業委員会を通じてしなさいということはよく言われまして、農業委員会を通じて契約はするけれども、その契約料等について農業委員会のほうで、個人と個人ではなかなか話がもつれる場合もあると思うんですけども、その中で農業委員のほうにもうちょっと間に入ってもらって、その契約の書類はつくってもらわなければならないのかということも聞いてるんです。

内園農業委員会事務局長

小作料についてもですね、農業委員さんが入ってる分については農業委員さんの部分で、基本的には使用貸借になるのか、小作料を年間5千円にするのか、1万円にするのかといったのは、私の認識している中では農業委員さんのほうが入られた分については小作料についても仲介というか、仲を持たれた段階で設定されているものと思ってるところでございます。

[発言する者あり]

失礼しました。小作料の設定でなくて、支払いが例えば滞っていると、いろんなそういった分について農業委員が仲に入って、きちんとそこら辺を調整してくださいという趣旨のお尋ねということで回答させていただければ、おっしゃるとおり、農業委員とか農業委員会がそういった部分がありましたら、今後きちんとした形で御相談をさせていただきたいと思っております。

野畑直委員

これは実例があるから申し上げてるんですが、やはり農業委員会としてこういうことはきちんと契約をしてもらいたいということを使うのであれば、年間の契約、例えば小作料を決めるんだからその後の様子が、例えば3年で契約したのか、5年で契約するとかいろいろあると思うんですが、やはり1年に1回、精算がきちんとできているのかどうかということ、やはり第三者である農業委員の人たちが確認をするぐらいのことはしないと、3年経って、次5年経って契約が終わったから、あなたはまた切れませうけどどうされますかというのが、今の農業委員会のやり方だと思うんですよ。しかしながら、契約書は農業委員会のほうで保管してあるわけだから、その辺は農業委員としてきちんと契約どおり実施されてるかどうかというのは私はもう少し気にかけてもらいたいということも言ってるんですが。

内園農業委員会事務局長

そういう趣旨に基づきまして、次期農業委員会の折でも事務局からのお願いということで御報告をさせていただきます。

[野畑直委員「はい、お願いします。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

木下孝行委員

今に関連して、今、国が農業委員会を通じて県の農業委員会ですけ、鹿児島県農業会議ですけ、そこを通じて中間管理機構というのを、確か今年度から進めていく形になってると思うんですけど、そうした中で今問題はたぶん担保されていくんじゃないかと思うんですけど、今話を聞いて今後そういうふうになって、そういうのはもう決まってるんじゃないですか、その試行の中で、新しくやっていく中で。

内園農業委員会事務局長

今お尋ねの農地中間管理機構、これにつきましては一般的に集積しました農地を相手方が即座に見つからないとか、もうすでに決まって、相対（あいたい）を正式に書類を通して賃貸借を結ぶとかというような状況がない場合、要するに貸し手はいるんだけど借り手がなかなか見つからないという場合に、農地中間管理機構で一時保管という形で一時預かる

と。もしくは耕作放棄地等のすぐに耕作できないような不便な農地、これを使い勝手のいいとか、すぐ耕作できるような状態に簡易な圃場整備をしてお貸しするという意味での農地中間管理機構となりますので、すべてが農業委員会が今やっている部分が省略できるということではなくて、そういった特別な事情の部分について農地中間管理機構、もしくは最初から農地をだれに貸すということではなくて、農地中間管理機構に預けますので借りたい人がいらっしやった場合は貸してくださいというような趣旨のものが位置づけになるもの思っているところです。

木下孝行委員

結局、集積して貸して、契約をして小作代というのが発生した中で、その部分までは結局中間管理機構というのは介入しないということなんですか、今の現状では。

内園農業委員会事務局長

中間管理機構が間に入って貸す部分と貸さない部分の説明を先ほどさせていただいたんですが、今回、中間管理機構が中に入って中間管理機構で一時保管していたものを貸す場合、そういった部分については中間管理機構のほうで内容等についてお互いの部分の調整をしないといけないということになるかと思いますが、今、国が示しているのは中間管理機構の運営等については市町村にお願いしたいと。一時保管している分について、だれも借り手がいなかった部分の農地、これを荒らさないように一時的に保管する部分、管理する部分、農地の具体的な管理についてはこれを中央会、末端でいったらJA等にお願いしたいというようなことで国の方針は出されていますが、平成26年度からの事業実施になる予定になっておりますが、まだ鹿児島県はその部分についての調整が完全に完了してないということで、26年度のいつから管理機構が運営できるかといったところの状況です、現状として。

木下孝行委員

今の話を聞けば今後進めていく中で、国のほうは自治体にそこらの細かいところが任せていくということですので、あれば今野畑委員が言ったみたいにですね、そこを完全にしないと貸し手はいなくなりますよ。そこをクリアーしていかんと、きちっとしてちゃんと貸した側にきちっと、いわゆる小作代が入っていく形をつくってあげないと貸し手はなかなかないと思いますから、その辺はぜひ今後検討してください。以上です。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

私の認識不足かわからないんだけどね、例えば先ほど野畑委員の話の中でですよ、賃貸契約、農業委員会がちゃんと事務処理をしますよね。3条申請の事務処理をしますけれども、そこで、例えば小作料が発生しますよね。その小作料を毎年毎年ね、払いましたか、もらいましたかというのをね、農業委員会及び察知した農業委員がそれを確認して管理するということが私にはね、おかしいなと思うんです。何でかっていうのは、小作料は1万円ですよって、1万円払ったか、払わないかって、払ってもらえない人はね、私は払ってもらえないんですがとあくまで農業委員会のほうにちゃんとしてくださいよって言って申告する。それに基づいて農業委員は払ってないそうですねって、払いなさいよっていう。中にはそこまで全然しないでもね、ちゃんと支払う人もいますよ。だから、農業委員会及び農業委員がそこまで自分が中に入って契約した分についてですね、毎年毎年チェックせないかんなんていうのはね、これはどうも私に言わして納得できないですよ。当然、もらう権利のある人がもらえない場合には私もらってないんですがって仲介した人に言う、これは常識的な範囲ですよ。そこまで介入せないかんのですか。

内園農業委員会事務局長

私の説明の不足の部分もあったかと思いますが、今、山田委員指摘の部分で言いますと、お互い司法書士をとおして3条申請なりを結ばれた場合、これはもう農業委員を介してなくて、お互いでの合意のもとでの賃貸借になるかと思いますが、私はその部分以外のとこ

ろで、農地流動化で農業委員が間に入った部分での小作料の設定をされた分について、これについての答弁をさせていただいたつもりだったんですが、それでもそこまで全部把握してせないかんとかという御意見もあるかと思いますが、25年度の事例で言いまして1件確かに農業委員が間に入って設定した部分で賃料が入ってこないということでの御相談を受けまして、農業委員会及び農業委員で対応したケースもあったところです。そういったものを含めて、なるべくそういう事態がおきないように対処しなければいけないということで答弁をさせていただいたところでございました。

山田勝委員

それはね、例えば農地だから農業委員会が介入するわけですよ。農地だから農業委員会が介入する。だから借地代じゃなくて、農業委員会が農地については小作料としての支払う、もらう側でしょう。だからそれを例えばちゃんとした契約に基づいてやってですね、お金を、小作料を支払う。これは当たり前の話ですよ。もらう、これも当たり前の話です。それを僕は先ほど局長の話を、説明を聞いておればね、そこまで毎年もらったか、もらわないか、払ったか、払わないかということをね、ずっとチェックせないかんとするのはね、そこまでせないかんとやって、そこまでする必要はないです、と僕は思います。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

野畑直委員

今のところですけど、確かに今話しの流れの中で毎年ということも私も使いましたけれども、その毎年チェックしろとか、そういうことではなくて、農業委員が入って契約した中で次の契約のためにもそういうしっかりと払われていたかどうかのチェックはする必要があるんじゃないですか、その程度のことは把握しとってもらいたいという、次の契約に向けてもスムーズにいくだろうし、そういうことを含めて、言葉として毎年という言葉も確かに使いましたけど、そこまで管理をするというんじゃないくて、農業委員の方に契約に入ってもらわなければならない、たまにはどうですかというような話ぐらいで把握するという形をとってもらいたいということを言ったつもりでした。

木下孝行委員

私が言ったのはですね、システムの中で今後検討していくのであればですね、貸す側、借りる側、うまくやっていくためにはそういった形を今後は検討していかんといかんですよ。誰も毎回毎回チェックするんじゃないくて、そういう形が自然とできる形をやっていかんかんですということを私は言ったんですよ。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、農業委員会所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農業委員会退出)

暫時休憩します。

(休憩 15:12 ~ 15:21)

(水産林務課入室)

予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第23号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

早瀬水産林務課長

議案第23号、平成26年度阿久根市一般会計予算のうち、水産林務課所管分について御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の83ページをお開きください。6款2項1目林業総務費予算額は2,214万6千円で、前年度比37万7千円の増額であり、2節給料から4節共済費までは職員3名分の人件費であります。

84ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の13万2千円は治山林道協会ほか3件の負担金が主なものであります。

次に、2目林業振興費予算額は1億354万9千円で、前年度比1,790万円の増額であります。これは有害鳥獣関係で1,975万円の増、産業祭の事務局が農政課へ移ったことによる200万円減が主なものであります。それでは、各節ごとに主なものについて説明いたします。8節報償費506万円は、捕獲協会員による有害鳥獣捕獲時に、鳥獣の種別に応じ支払っている謝金481万4千円が主なものであります。平成26年度は、イノシシ350頭、シカ300頭、カラス300羽、アナグマ160頭、野ウサギ10羽を予定しております。11節需用費の消耗品に、有害鳥獣捕獲許可番号プレート300枚11万円、イノシシ・シカ肉料理教室用食材費9万円を計上しました。

予算書の85ページに移ります。13節委託料では、有害鳥獣被害捕獲対策推進業務委託ほか7件分を計上しました。この事業につきましては、昨年度同様、耕作者からの被害相談に即応し、被害の最小限化、予防策等、早期解決を図ることを目的に、捕獲協会に委託しようとするものであります。被害箇所での早期対応、捕獲方法の検討、わなの設置、耕作者への防護指導、現地での会員へのとめ刺し指導等が主な業務内容となっており、平成25年度の通報件数は前年度を上回る161件でありました。また、この委託によりとめ刺し後継者は6名にふえ、市内全域で迅速な対応ができたものと考えております。また、市内各地に設置された箱わなを、個人監視以外に5地区、10名による定期的な見回りと給餌、連絡・通報体制をとったことから、平成25年度の捕獲期における捕獲頭数は前年度比161%の425頭となったところであります。

15節工事請負費3,277万3千円は、林道舗装工事2件、作業道舗装工事1件分であり、元気臨時交付金2,810万円、過疎債180万円を活用し、市負担分287万3千円で事業実施しようとするものであります。

19節負担金補助及び交付金4,398万8千円のうち、金額100万円以上のものについて説明いたします。

紫尾幹線林道維持管理協議会229万4千円は、紫尾林道を所管する3市1町で組織する紫尾幹線林道維持管理協議会への負担金であります。県営県単治山事業200万円は、尾崎・鎌津倉地区において県が実施する治山事業費の10分の1を負担するものであります。

イノシシ被害防止事業費490万5千円は、捕獲要請を受けた捕獲協会員に対する保険料相当額と、出勤したときの出勤人員に応じ補助金を交付しているもので、鳥類捕獲の場合1人当たり1,500円、獣類捕獲の場合1人当たり1千円を交付しているものであります。鳥類捕獲で300人、獣類捕獲で4千人を予定しております。

健全な森林づくり事業費200万円は、スギ・ヒノキの間伐に要する経費の一部を助成し、間伐の推進を図るもので、北薩森林組合へ1ヘクタール当たり5万円の補助金を交付するもので、平成26年度は40ヘクタールを予定しています。

森林整備地域活動支援事業費329万8千円は、森林施業計画を結んでいる北薩森林組合と鹿児島県森林整備公社が、森林施業のための地域活動を行った場合に交付するものであります。この事業に対する負担割合は、国が50%、県と市が各25%となっております。

作業道急坂局舗装事業費556万5千円は、林業における作業道の急坂部分を作業の効率化と安全確保のため、受益者が行う舗装工事に対して費用の7割を市が補助するものであります。平成26年度は全長1,300メートルを予定しております。

予算書86ページをお開きください。竹林改良促進支援事業費250万円は、平成24年度からの市単独事業であり、竹林所有者がチップ材として搬出する竹材に係る労務費の一部を市が助成することで、竹林改良の促進と竹資源の有効活用を図ろうとするものであります。支援内容としましては、キロ当たり1円の助成金を交付するものであります。

イノシカ肉流通対策事業費2,069万2千円は、平成25年度からの事業であり、農林産物に被害をもたらすシカ、イノシシの捕獲増、解体後継者の育成、ジビエ肉の消費拡大を目的とした事業であります。事業内容としましては、昨年6月に捕獲協会において建築されましたいかくら阿久根での解体作業を条件に、解体作業及び会員への解体指導費としての助成、解体したシカ、イノシシの残さ処理費用、猟期内捕獲への助成、加工肉の販売・流通にかかわる人件費の助成が主なものであります。解体作業及び解体指導助成に800頭分1,600万円、残さ費用として800頭分240万円、猟期中に捕獲したシカ、イノシシに対して150頭分90万円、流通対策費として139万2千円を計上しました。なお、有害鳥獣捕獲事業につきましては、過疎債2,600万円を活用予定であります。

次に、3目市有林造成費であります。予算額は826万7千円で、前年度比120万1千円の減額であります。減額の主な理由は、脇本海水浴場側面の下永田原市有林支障木伐採業務費がなくなったことによる減額であります。

それでは、主なものについて説明いたします。7節賃金174万4千円は、市有林造成単独事業における維持管理作業員と作業道刈払い作業員の賃金が主なものであります。12節役務費は、森林が災害によって損害を生じた場合、その損害を補償するために加入している森林国営保険料383万1千円が主なものであります。25節積立金4千円は、阿久根大島名勝松造成基金の利子を積み立てるものであります。なお、平成25年度末の積立額は1,590万8,255円であります。

続きまして、災害復旧費に移ります。予算書124ページをお願いいたします。11款4項3目単独林業施設災害復旧費350万円は、14節使用料及び賃借料の306万2千円、災害時における林道復旧作業のためのグレーダー等の借り上げが主なものであります。

それでは、水産業関係について説明いたします。

予算書86ページに戻ります。6款3項1目水産業総務費であります。予算額は4,148万4千円で、前年度比8万3千円の増額であります。

それでは、各節ごとに主なものについて説明いたします。2節給料から4節共済費は、課長、水産係5名、うち栽培漁業センター2名です。計6名分の人件費であります。

予算書87ページに移ります。19節負担金補助及び交付金84万2千円は、予算書に示してあります9件の運営費等負担金であります。

2目水産業振興費であります。予算額5,469万7千円で、前年度比195万6千円の増額であります。増額の主なものは、19節負担金補助及び交付金のうち、88ページに移ります。商談会出展事業132万円の増、新規の農林漁業体験民宿誘致事業236万1千円の増であり、減額分は、昨年実施しました体験型農林漁業発掘事業の終了に伴う255万8千円の減であります。

それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。予算書87ページに戻ります。11節需用費69万7千円は、水産振興センターの電気、水道料金及び魚食普及を目的とした料理教室等の開催に伴う材料代などが主なものであります。19節負担金補助及び交付金5,213万1千円のうち、金額100万円以上のものについて説明いたします。

予算書88ページをお開きください。水産物流通対策事業は北さつま漁協による外来船の誘致活動及び寄航船への氷代補助への助成、定額の250万円と、引き続き漁業者に対し氷代2,900万円を助成しようとするものであります。

稚魚放流事業291万5千円は、北さつま漁協分として、ヒラメ、アワビ、オニオコゼ、アカウニで255万円、高松川内水面漁協分として、アユ、ウナギ、モクズガニ、コイで36万5千円を計画しております。

あくね新鮮おさかな祭りにつきましては、ことしみどこい祭りが秋期開催を決定したことから、おさかな祭りを夏の祭りとして、早めの実行委員会立上げを協議しているところであります。

商談会出展事業につきましては、7月に東京で開催されるインターフードジャパンと2月大阪で開催されるシーフードショーへの出展事業者及び出展依頼商品がふえていることから、昨年より132万円増の411万円を計上するものであります。

磯焼け対策事業も、市単独事業として引き続き300万円を計上しました。平成26年度もより多くの沿岸域の藻場造成を実施する計画であり、また、市内の中学生による磯場体験学習も引き続き開催してまいります。

栽培漁業後継者育成事業396万7千円は、平成25年度からの継続事業として、北さつま漁協で放流を計画しているヒラメ、アワビ等の種苗生産の専門員育成に対し助成することにより、本市種苗生産の後継者育成をしようとするものであります。

農林漁業体験民宿誘致事業236万1千円は、平成26年度の新規事業として実施しようとするものであります。昨年、あくね遊々体験倶楽部により県外から2校の教育旅行を受入れ、ことしはすでに春3校、秋2校の教育旅行受け入れが予定されています。この事業の目的は、受入家庭の増加と受入体制の充実を図るため、定期研修会の実施、教育旅行時の引率者対応、モニターツアーの実施を行うことのほか、農家・漁家民宿による一般客の体験宿泊を促進するため、交流人口増、観光客増をめざす事業者等において誘致コーディネートした場合に、一人当たり2千円を助成しようとするものであります。ことしは200名分40万円を予定しております。

24節投資及び出資金40万円は、鹿児島県漁業信用基金協会の出資金であります。出資金残高は、平成25年度末で2,110万円になります。

25節積立金1万1千円は、水産振興基金の利子を積み立てるものであります。なお、平成25年度末の積立額は5,486万9,222円であります。

同じく3目漁港管理費であります。平成26年度より都市建設課から所管がえを行ったものであります。ちなみに、市内の漁港では、第3種漁港としての阿久根漁港、これには旧港、新港、赤瀬川、倉津港を含んでおります。こちらにつきましては県管理であり、第一種漁港の脇本漁港、これには脇本浜、深田、関穴浦を含んでおります。これと佐潟漁港、牛之浜漁港の3漁港を本課で担当することになります。また、港湾については、従来どおり都市建設課所管であり、大漣、小漣、八郷、高之口の4港湾と、県管理の黒之浜1港湾があります。

それでは、漁港管理費について御説明いたします。予算額882万4千円で、前年度比332万8千円の増額であります。それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。11節需用費のうち主なものは、光熱水費92万1千円であり、サンセットロード及び環境緑地施設の電気料であります。13節委託料は、漁港使用料徴収業務委託ほか2件の管理業務委託であります。89ページに移ります。15節工事請負費50万円は、漁港の緊急的な修繕費であります。

続きまして、5目栽培漁業センター費であります。予算額は4,110万1千円で、前年度比2,155万4千円の増額であります。増額の主なものは、90ページをお開きください。15節工事請負費の栽培漁業センター改修工事費であります。

それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。89ページにお戻りください。1節報酬、4節共済費、7節賃金は、嘱託員1名の報酬と臨時職員1名の賃金と社会保険料であります。11節需用費は、種苗のえさ代及び電気料が主なものであります。13節委託料は、警備業務ほか4件の業務委託であり、90ページに移ります。15節工事請負費2,193万円は、栽培漁業センター内のグレーチング交換工事であり、海水により塩害腐食したグレーチングを新たに交換するものであります。なお、この工事費のうち1,710万円は電源立地地域対策交付金を充当する予定であります。

次は歳入について御説明いたします。予算書20ページをお開きください。12款1項4目2節林業使用料23万6千円は、鶴川内地区集会施設及び山村開発センターの施設使用料及び冷暖房代であり、3節水産業使用料2万円は、脇本漁港内の給油施設及び九電柱11本分の占用料と栽培漁業センター敷地内にある九電柱1本の占用料であります。

次に22ページをお開きください。2項4目2節林業手数料2万7千円は愛鳥飼育許可手数料であり、3節水産業手数料1万9千円は船員手帳交付手数料であります。

27ページに移ります。14款2項5目2節林業費補助金565万5千円は、松くい虫被害秋期駆除事業費ほか4事業に対する補助金であります。3節水産業費補助金12万5千円は藻場・干潟等保全活動の事務費補助であります。

28ページに移ります。3項5目2節林業費委託金96万6千円は、松くい虫特別防除事業費と市町村権限移譲交付金であり、3節水産業費委託金11万6千円は、漁港使用料徴収費と港勢調査費委託金であります。

29ページに移ります。15款1項2目1節利子及び配当金のうち当課所管分は、水産振興基金利子1万1千円と阿久根大島名勝松造成基金利子4千円であります。2項3目1節生産物売払収入のうち当課所管の分は、栽培漁業センターの種苗代1,350万円であります。なお、内訳としましては、ヒラメ10万尾、アワビ15万個、オコゼ1万尾、アカウニ10万個を予定しています。

32ページに移ります。19款5項4目2節雑入のうち当課関係分は、雇用保険料、私用電話料その他と33ページの原子力給付金と漁港環境緑地施設照明使用料であります。

34ページをお開きください。20款1項5目2節林業債2,780万円は、林道整備事業債と有害鳥獣捕獲事業債であり、3節水産業債2,420万円は、水産業活性化事業債と商談会展展事業債であります。

以上で水産林務課所管の平成26年度当初予算説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

牟田学委員

90ページのですね、農林水産業費の15節工事請負費2,193万、課長の説明でグレーチングの更新と言われましたけれども、枚数はどういふ。栽培センターのすべてを変えるということですか。

大石水産係長

お答えいたします。金属製のグレーチング246枚、それと樹脂製の側溝のふた40枚の交換を予定しておりますが、昭和63年から平成4年にかけて入れた栽培漁業センターの施設の屋内の部分と屋外、腐食の激しいものすべてというふうに考えております。

牟田学委員

これはよくわかりました。もう一つ、予算にはちょっと関係ないんですけども、一つちょっと聞きたいのは、お魚市をすところがあるじゃないですか。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ちょっと休憩します。

(休憩 15:46 ~ 15:47)

予算特別委員長（岩崎健二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

中面幸人委員

88ページ、6款2項2目の19節のですね、説明がありました農林漁業体験民宿誘致事業でございますが、今の農家、漁家かな。民宿というか泊まれるところ、何戸数ぐらいあるのか教えてください。

早瀬水産林務課長

実際に修学旅行の場合は鹿児島県のほうの教育旅行の基準に合わせて許可なく受け入れをすることができるんですが、一般の農家、漁家民宿であれば簡易な旅館業の許可をとっていただくこととなります。ところがこれを今許可をとってあるところは1軒もございません。そういうことでこの事業を通じて、例えば阿久根大島辺りでしけのときに土、日キャンセルになると。そして行き場のない人たちをできたら漁家体験とかそういうのを含めて漁業者のところに泊まるとかですね、そういう体制をつくるために、今からその辺を許可をとっていただきたいというところでこの事業を推進しようとするところです。

中面幸人委員

すでに春と秋に修学旅行の受け入れを決めていらっしゃるということでございますけど、その人たちも今回、こういうところに泊まるということですか。

早瀬水産林務課長

修学旅行の場合には、一応、3月ですね、保健所等の食品衛生の研修等も受けまして、一応、手を上げられたところで農業、漁業体験ができる家庭で、今のところ30軒ほど市内にございます。そこで受け入れを予定しております。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

大田重男委員

6款3項2目のですね、商談会出展事業なんですけど、これは農政課とすると約3倍近い金額なんですけど、今までシーフードショーとかいろいろやっていますよね。その中で商談をやって契約成立の状況というのをちょっと教えて欲しいんですけど。わかりますか。

大石水産係長

説明させていただきます。これまでに平成22年度以降、年に1回か2回、それぞれ東京と大阪で商談会に出展してきています。これまでに出版してきている業者は、少ないときには東京で4業者、多いときには10業者出版してまして、その場での商談というのも非常に多いんですけども、帰って来てから見本を要求されたり、サンプルを送ったりということで、こちらからさらに営業活動しているようです。それ以外にもですね、契約があった会社からの紹介ということで、商談会ではお会いできなかった会社からの取り引きというのも随分始まっているように聞いています。金額はこれまでのところ、今年度の分はまとめておりませんが、昨年度までのものと言いますと、例えば、昨年東京のシーフードショーの際には520万ほどの契約となっております。その前の大阪でのシーフードショーのときには40万円ほどというふう聞いております。報告のあった分はですね。その前のとりの第13回シーフードショー東京では630万円ほどの取り引きの契約というふう聞いております。以上です。

[大田重男委員「わかりました。よろしいです。」と呼ぶ]

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

今のね、それに関連して。結局対象になる業者が4業者とか10業者というけど、これには具体的にはどういう業者が行くんですか。

大石水産係長

私どもは水産ですので、水産加工をしてる方、あとは水産の仲買の方を対象としております。

山田勝委員

私は加工したものを、阿久根の品物を売買するという段階になったらですね、むしろ水産業からはずれて商工業になってるのかなと思ったものですからね、聞いただけですから、それはそれでいいですよ。

それからもう一つですね、この中にくじらのね、何かに1万円予算を計上してあるんですが、阿久根はくじらをこちらで売りおった、あれはどうなってるの今。今どうなってるの。扱ってるの、扱っていないの。

大石水産係長

昨年度も山田委員のほうからおっしゃられましたけれども、最近は漁協さんのほうが取り扱いをやめておりますので、市としても取り扱いはしていません。この事務局を担当している和歌山県の太地町のほうにこの捕鯨を守る全国自治体連絡協議会についての脱退について話をしました。相手からの回答ですと、日本人はこれまでくじらは油や肉だけではなく、貴重なタンパク源として日本人は利用してきましたと。その食文化を守っていくためにもさまざまな関係する自治体、団体が加盟をして食文化を守っていきましようという、そのためにも継続して加盟していただきたいというような回答でございました。この団体に加盟していることで活用できる事業というのはこれからも見つけて検討していきたいというふうに考えております。

山田勝委員

そういうことだったらね、全然取り引きも漁協もする気も何もないのにね、何もする必要もないかなと思いつつながら、でも現実にはやっぱりね、これだけくじらがたくさんふえてですよ、水産資源を食い散らかされているのに、くじらはとらないかんですよ、日本の側から見れば。そういう意味ではやっぱり、そういう形で入っとるんだったらね、これ以上は申し上げませんので、それで結構です。

それからもう1件、イノシシのですね、イノシシ、シカの捕獲に対する予算をかなりつけてありますよね。いかくらをつくる昨年度に比較してことしは何倍ぐらいふえましたか、捕獲量が。平成25年度は24年度と比較して。

早瀬水産林務課長

161%前年比となっております。平成25年度は捕獲期が425頭でした。それと猟期分を合わせますと850頭ほどになるかと思えます。イノシシ、シカ両方。

山田勝委員

私はね、もっともっととってですね、とってといたくって、農作物をいじめないようにしないとね、農業する人はかわいそうですよ。ですからね、私はさらに拍車をかけるためにいつも言ってるけど、スタートするときにはね、横断幕を張って、阿久根市の住民とシカとのたたかいを開始するデモンストレーションをすうごとな、ことしはしてよ。デモンストレーションをしないとテレビが、いのしし課のある武雄市ですか、あそこはいのしし課があるというだけの話ですよ。阿久根のほうはずっと進みますよ、技術ももう。いかくらの中もですね、阿久根のほうがよかったですよ。だからやはりね、見えるように積極的に、早瀬課長、取り組んで欲しいですよ。いかがですか。

早瀬水産林務課長

この件につきましては、捕獲協会のほうにお話しをしました。そうしたらですね、会長さんのほうから、自分は鳥類の保護員でもあると。ですから、実際には山からのめぐみと言われるように、被害を受けている人たちは大変だと思うんですけど、捕獲協会の方々というのは個体数を多い場合減らすという努力はしますが、その敵というような形での行動はちょっと今のところはできないというようなお返事をいただいておりますので、あとは農政課のほうですね、尾崎地区とかそういう被害のあるところについては、そういうデモンストレーションでもやっていきたいと思えます。

山田勝委員

あなたのところはできないんだったら、阿久根市としてはね、デモンストレーションをう

まくやっていかないとね、市民も住民も自分のものとしてイノシシがふえてよかと思っただいもおらんたっで、イノシシがふえてよかと思ってる人もですね。イノシシはまさかの、例えば私の庭先まで来るわけやっで、こんごろは。たくさんあるんですよ、里村までずっとイノシシもシカも回って来てるんですから。鶴川内に行ってみなさい。夜に回ったら、人間とは会わないけどシカばかりですよ。そういう中で、やはりたたかいをせないかん、デモンストレーションをせな、それを住民にも認識してもらわないかんから、そんな牧尾さんも言わあもんじゃね、まこて。

予算特別委員長（岩崎健二委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（水産林務課退出）

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日はこれにて散会します。

次回は3月17日、午前10時より再開いたします。

（散会 15時58分）